

平成 2 8 年 1 2 月
平成 2 8 年 第 4 回 栃 木 市 議 会 定 例 会
議 案 説 明 書

栃 木 市

番 号	件 名	
報告第 3 1 号	専決処分事項の報告について (損害賠償の額の決定)	
報告第 3 2 号	専決処分事項の報告について (損害賠償の額の決定)	
報告第 3 3 号	専決処分事項の報告について (損害賠償の額の決定)	
報告第 3 4 号	専決処分事項の報告について (損害賠償の額の決定)	
報告第 3 5 号	専決処分事項の報告について (損害賠償の額の決定)	
議案第 115 号	平成 2 8 年度栃木市一般会計補正予算 (第 3 号)	
議案第 116 号	平成 2 8 年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)	
議案第 117 号	平成 2 8 年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)	
議案第 118 号	平成 2 8 年度栃木市介護保険特別会計 (保険事業勘定) 補正予算 (第 2 号)	
議案第 119 号	平成 2 8 年度栃木市介護保険特別会計 (介護サービス事業勘定) 補正予算 (第 1 号)	
議案第 120 号	平成 2 8 年度栃木市下水道特別会計補正予算 (第 2 号)	
議案第 121 号	平成 2 8 年度栃木市農業集落排水特別会計補正予算 (第 1 号)	
議案第 122 号	平成 2 8 年度栃木市千塚町上川原産業団地特別会計補正予算 (第 2 号)	
議案第 123 号	栃木市創業支援中村由美子基金条例の制定について	1
議案第 124 号	栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	3
議案第 125 号	栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について ...	7
議案第 126 号	栃木市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の	

	特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	10
議案第 127 号	栃木市税条例等の一部を改正する条例の制定について	42
議案第 128 号	栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について	81
議案第 129 号	栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	90
議案第 130 号	栃木市重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の 制定について	107
議案第 131 号	栃木市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の 一部を改正する条例の制定について	111
議案第 132 号	栃木市営有料観光駐車場条例の一部を改正する条例の制定について	115
議案第 133 号	栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	119
議案第 134 号	栃木市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	127
議案第 135 号	財産の取得について	130
議案第 136 号	指定管理者の指定について（栃木市斎場）	133
議案第 137 号	指定管理者の指定について（栃木市大平児童館）	134
議案第 138 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	135

(商工振興課)

議案第123号

栃木市創業支援中村由美子基金条例の制定について

提案理由

中村和男氏から寄附の申入れがあった財産を商工業における創業を支援するための事業に要する財源に充てることを目的とした基金を設置するため、栃木市創業支援中村由美子基金条例を制定することについて、議会の議決を求めるもの。

[参照条文]

地方自治法抜粋

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (1) 条例を設け又は改廃すること。
- (2) 以下略

栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じ、栃木市議会の議員の期末手当を改定するため、栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正
(第1条関係)

期末手当について、12月期の支給割合を100分の10引き上げること。(第6条関係)

- 2 栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正
(第2条関係)

期末手当について、6月期の支給割合を100分の5引き上げ、12月期の支給割合を100分の5引き下げること。(第6条関係)

[参照条文]

議案第123号と同じ。

議案第124号（職員課）

栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

現 行

【栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正（第1条関係）】

（期末手当）

第6条 略

2 期末手当の額は、基準日現在（前項後段に規定する議長等にあつては、その職を離れた日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額にその額に100分の45を超えない範囲で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の150を、12月に支給する場合には100分の165を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

【栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正（第2条関係）】

（期末手当）

第6条 略

2 期末手当の額は、基準日現在（前項後段に規定する議長等にあつては、その職を離れた日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額にその額に100分の45を超えない範囲で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の150を、12月に支給する場合には100分の175を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

改 正 案

【栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正（第1条関係）】

（期末手当）

第6条 略

2 期末手当の額は、基準日現在（前項後段に規定する議長等にあつては、その職を離れた日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額にその額に100分の45を超えない範囲で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の150を、12月に支給する場合には100分の175を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

【栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正（第2条関係）】

（期末手当）

第6条 略

2 期末手当の額は、基準日現在（前項後段に規定する議長等にあつては、その職を離れた日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額にその額に100分の45を超えない範囲で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の155を、12月に支給する場合には100分の170を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

(職 員 課)

議案第125号

栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

提案理由

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じ、栃木市長等の期末手当を改定するため、栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

1 栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正（第1条関係）

期末手当について、12月期の支給割合を100分の10引き上げること。（第4条関係）

2 栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正（第2条関係）

期末手当について、6月期の支給割合を100分の5引き上げ、12月期の支給割合を100分の5引き下げること。（第4条関係）

〔参照条文〕

議案第123号と同じ。

栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

現 行

【栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正（第1条関係）】

（期末手当）

第4条 略

2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した市長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料月額に、その給料月額に100分の45を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額に、6月においては100分の150を、12月においては100分の165を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

【栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正（第2条関係）】

（期末手当）

第4条 略

2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した市長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料月額に、その給料月額に100分の45を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額に、6月においては100分の150を、12月においては100分の175を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

改 正 案

【栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正（第1条関係）】

（期末手当）

第4条 略

2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した市長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料月額に、その給料月額に100分の45を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額に、6月においては100分の150を、12月においては100分の175を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

【栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正（第2条関係）】

（期末手当）

第4条 略

2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した市長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料月額に、その給料月額に100分の45を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額に、6月においては100分の155を、12月においては100分の170を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

栃木市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用
及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

提案理由

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じ、栃木市職員の給与を改定するため、栃木市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 栃木市職員の給与に関する条例の一部改正（第1条関係）
 - (1) 字句の整理を行うこと。（第17条の2及び第17条の3関係）
 - (2) 勤勉手当について、12月期の支給割合を再任用職員以外の職員については100分の10、再任用職員については100分の5引き上げるとともに、55歳を超える特定職員の勤勉手当について、その減ずる額の算定に係る割合を引き上げること。（第17条の4及び附則関係）
 - (3) 行政職給料表の給料月額を引き上げること。（別表第1関係）
 - (4) 消防職給料表の給料月額を引き上げること。（別表第2関係）
- 2 栃木市職員の給与に関する条例の一部改正（第2条関係）
 - (1) 扶養手当について、配偶者に係る扶養手当の月額を引き下げ、子に係る扶養手当の月額を引き上げること。

- (2) 勤勉手当について、年間の支給割合を変更することなく、6月期及び12月期の支給割合を均等にするとともに、55歳を超える特定職員の勤勉手当について、その減ずる額の算定に係る割合を改めること。

(第17条の4及び附則関係)

3 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正

(第3条関係)

- (1) 期末手当について、12月期の支給割合を100分の10引き上げること。(第10条関係)

- (2) 特定任期付職員給料表の給料月額を引き上げること。(別表第1関係)

- (3) 任期付職員給料表の給料月額を引き上げること。(別表第2関係)

4 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正

(第4条関係)

- 期末手当について、年間の支給割合を変更することなく、6月期及び12月期の支給割合を均等にすること。(第10条関係)

[参照条文]

議案第123号と同じ。

議案第126号（職員課）

栃木市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の

現 行

【栃木市職員の給与に関する条例の一部改正（第1条関係）】

第17条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1)・(2) 略

(3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第17条の3 任命権者又はその委任を受けた者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 略

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、一時差止処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

3 任命権者又はその委任を受けた者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し

改 正 案

【栃木市職員の給与に関する条例の一部改正（第1条関係）】

第17条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1)・(2) 略

(3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第17条の3 任命権者又はその委任を受けた者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 略

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、一時差止処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

3 任命権者又はその委任を受けた者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し

現

行

禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2)・(3) 略

4～6 略

(勤勉手当)

第17条の4 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第30項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の80（特定幹部職員にあっては、100分の100）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の37.5（特定幹部職員にあっては、100分の47.5）を乗じて得た額の総額

3～5 略

附 則

1～32 略

33 附則第30項の規定が適用される間、第17条の4第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第30項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.2（特定幹部職員にあっては、100分の1.5）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の80（特定幹部職員にあっては、100分の100）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

改 正 案

禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2)・(3) 略

4～6 略

(勤勉手当)

第17条の4 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第30項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の80（特定幹部職員にあっては、100分の100）、12月に支給する場合においては100分の90（特定幹部職員にあっては、100分の110）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の37.5（特定幹部職員にあっては、100分の47.5）、12月に支給する場合においては100分の42.5（特定幹部職員にあっては、100分の52.5）を乗じて得た額の総額

3～5 略

附 則

1～32 略

33 附則第30項の規定が適用される間、第17条の4第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第30項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額、6月に支給する場合においては100分の1.2（特定幹部職員にあっては、100分の1.5）、12月に支給する場合においては100分の1.35（特定幹部職員にあっては、100分の1.65）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合、勤勉手当減額基礎額に、6月に支給する場合においては100分の80（特定幹部職員にあっては、100分の100）、12

現

行

改 正 案

月に支給する場合には100分の90（特定幹部職員にあつては、100分の110）

を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

現

行

別表第1(第3条関係)
行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	140,100	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000	361,300	406,900
	2	141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200	363,900	409,300
	3	142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500	366,400	411,800
	4	143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700	369,000	414,200
	5	144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000	371,100	416,100
	6	145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000	373,600	418,400
	7	146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200	375,900	420,500
	8	147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400	378,400	422,700
	9	149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500	380,900	424,700
	10	150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700	383,600	426,800
	11	151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800	386,200	428,900
	12	153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000	388,900	431,000
	13	154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000	391,300	432,700
	14	155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000	393,600	434,500
	15	157,300	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100	395,800	436,500
	16	158,900	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100	398,200	438,500
	17	160,200	218,100	250,800	292,200	321,400	351,000	400,000	440,400
	18	161,700	219,800	252,600	294,200	323,400	353,000	402,000	442,200
	19	163,200	221,400	254,300	296,300	325,500	354,800	403,900	444,000
	20	164,700	223,000	256,100	298,300	327,500	356,700	405,700	445,700
	21	166,100	224,500	257,800	300,400	329,500	358,700	407,600	447,500
	22	168,800	226,200	259,600	302,500	331,600	360,600	409,400	449,000
	23	171,400	227,800	261,400	304,500	333,600	362,600	411,200	450,400
	24	174,000	229,400	263,100	306,600	335,700	364,500	413,100	451,900
	25	176,700	230,800	265,100	308,400	337,300	366,500	414,900	453,300
	26	178,400	232,300	267,000	310,500	339,200	368,400	416,400	454,600
	27	180,100	233,800	268,800	312,600	341,100	370,400	417,900	455,900
	28	181,800	235,100	270,700	314,600	343,000	372,400	419,500	457,100
	29	183,300	236,400	272,400	316,600	344,700	373,900	421,100	458,100
	30	185,100	237,600	274,300	318,600	346,600	375,700	422,400	458,800
	31	186,900	238,700	276,200	320,700	348,500	377,500	423,700	459,600
	32	188,600	239,900	278,000	322,800	350,300	379,100	424,900	460,300
	33	190,200	241,200	279,700	324,300	352,200	380,900	426,100	461,000
	34	191,700	242,500	281,600	326,300	354,000	382,300	427,400	461,800
	35	193,200	243,700	283,400	328,200	355,800	383,800	428,700	462,500
36	194,700	245,000	285,300	330,300	357,500	385,400	429,900	463,100	

改 正 案

別表第1(第3条関係)
行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	<u>141,600</u>	<u>191,700</u>	<u>227,900</u>	<u>261,100</u>	<u>287,100</u>	<u>317,700</u>	<u>361,800</u>	<u>407,300</u>
	2	<u>142,700</u>	<u>193,500</u>	<u>229,500</u>	<u>263,000</u>	<u>289,300</u>	<u>319,900</u>	<u>364,400</u>	<u>409,700</u>
	3	<u>143,900</u>	<u>195,300</u>	<u>231,000</u>	<u>264,800</u>	<u>291,600</u>	<u>322,200</u>	<u>366,900</u>	<u>412,200</u>
	4	<u>145,000</u>	<u>197,100</u>	<u>232,600</u>	<u>266,900</u>	<u>293,700</u>	<u>324,400</u>	<u>369,500</u>	<u>414,600</u>
	5	<u>146,100</u>	<u>198,700</u>	<u>234,100</u>	<u>268,700</u>	<u>295,700</u>	<u>326,600</u>	<u>371,500</u>	<u>416,500</u>
	6	<u>147,200</u>	<u>200,500</u>	<u>235,800</u>	<u>270,600</u>	<u>298,000</u>	<u>328,600</u>	<u>374,000</u>	<u>418,800</u>
	7	<u>148,300</u>	<u>202,300</u>	<u>237,300</u>	<u>272,500</u>	<u>300,300</u>	<u>330,800</u>	<u>376,300</u>	<u>420,900</u>
	8	<u>149,400</u>	<u>204,100</u>	<u>238,900</u>	<u>274,600</u>	<u>302,500</u>	<u>333,000</u>	<u>378,800</u>	<u>423,100</u>
	9	<u>150,500</u>	<u>205,800</u>	<u>240,300</u>	<u>276,700</u>	<u>304,600</u>	<u>335,100</u>	<u>381,300</u>	<u>425,100</u>
	10	<u>151,900</u>	<u>207,600</u>	<u>241,800</u>	<u>278,700</u>	<u>306,900</u>	<u>337,300</u>	<u>384,000</u>	<u>427,200</u>
	11	<u>153,200</u>	<u>209,400</u>	<u>243,400</u>	<u>280,800</u>	<u>309,100</u>	<u>339,400</u>	<u>386,600</u>	<u>429,300</u>
	12	<u>154,500</u>	<u>211,200</u>	<u>244,800</u>	<u>282,800</u>	<u>311,400</u>	<u>341,600</u>	<u>389,300</u>	<u>431,400</u>
	13	<u>155,800</u>	<u>212,600</u>	<u>246,300</u>	<u>284,800</u>	<u>313,500</u>	<u>343,500</u>	<u>391,700</u>	<u>433,100</u>
	14	<u>157,300</u>	<u>214,400</u>	<u>247,800</u>	<u>286,900</u>	<u>315,600</u>	<u>345,500</u>	<u>394,000</u>	<u>434,900</u>
	15	<u>158,800</u>	<u>216,100</u>	<u>249,100</u>	<u>288,900</u>	<u>317,800</u>	<u>347,600</u>	<u>396,200</u>	<u>436,900</u>
	16	<u>160,400</u>	<u>217,900</u>	<u>250,500</u>	<u>290,900</u>	<u>319,900</u>	<u>349,600</u>	<u>398,600</u>	<u>438,900</u>
	17	<u>161,700</u>	<u>219,600</u>	<u>252,000</u>	<u>292,900</u>	<u>322,000</u>	<u>351,400</u>	<u>400,400</u>	<u>440,800</u>
	18	<u>163,200</u>	<u>221,300</u>	<u>253,700</u>	<u>294,900</u>	<u>324,000</u>	<u>353,400</u>	<u>402,400</u>	<u>442,600</u>
	19	<u>164,700</u>	<u>222,900</u>	<u>255,400</u>	<u>297,000</u>	<u>326,100</u>	<u>355,200</u>	<u>404,300</u>	<u>444,400</u>
	20	<u>166,200</u>	<u>224,500</u>	<u>257,200</u>	<u>299,000</u>	<u>328,100</u>	<u>357,100</u>	<u>406,100</u>	<u>446,100</u>
	21	<u>167,600</u>	<u>226,000</u>	<u>258,800</u>	<u>301,000</u>	<u>330,000</u>	<u>359,100</u>	<u>408,000</u>	<u>447,900</u>
	22	<u>170,300</u>	<u>227,700</u>	<u>260,600</u>	<u>303,100</u>	<u>332,100</u>	<u>361,000</u>	<u>409,800</u>	<u>449,400</u>
	23	<u>172,900</u>	<u>229,300</u>	<u>262,300</u>	<u>305,100</u>	<u>334,100</u>	<u>363,000</u>	<u>411,600</u>	<u>450,800</u>
	24	<u>175,500</u>	<u>230,900</u>	<u>264,000</u>	<u>307,200</u>	<u>336,200</u>	<u>364,900</u>	<u>413,500</u>	<u>452,300</u>
	25	<u>178,200</u>	<u>232,200</u>	<u>266,000</u>	<u>309,000</u>	<u>337,700</u>	<u>366,900</u>	<u>415,300</u>	<u>453,700</u>
	26	<u>179,900</u>	<u>233,700</u>	<u>267,900</u>	<u>311,100</u>	<u>339,600</u>	<u>368,800</u>	<u>416,800</u>	<u>455,000</u>
	27	<u>181,600</u>	<u>235,100</u>	<u>269,700</u>	<u>313,200</u>	<u>341,500</u>	<u>370,800</u>	<u>418,300</u>	<u>456,300</u>
	28	<u>183,300</u>	<u>236,400</u>	<u>271,500</u>	<u>315,200</u>	<u>343,400</u>	<u>372,800</u>	<u>419,900</u>	<u>457,500</u>
	29	<u>184,800</u>	<u>237,700</u>	<u>273,200</u>	<u>317,100</u>	<u>345,100</u>	<u>374,300</u>	<u>421,500</u>	<u>458,500</u>
	30	<u>186,600</u>	<u>238,900</u>	<u>275,100</u>	<u>319,100</u>	<u>347,000</u>	<u>376,100</u>	<u>422,800</u>	<u>459,200</u>
	31	<u>188,400</u>	<u>239,900</u>	<u>277,000</u>	<u>321,200</u>	<u>348,900</u>	<u>377,900</u>	<u>424,100</u>	<u>460,600</u>
	32	<u>190,100</u>	<u>241,100</u>	<u>278,700</u>	<u>323,300</u>	<u>350,700</u>	<u>379,500</u>	<u>425,300</u>	<u>460,700</u>
	33	<u>191,700</u>	<u>242,400</u>	<u>280,400</u>	<u>324,700</u>	<u>352,600</u>	<u>381,300</u>	<u>426,500</u>	<u>461,400</u>
	34	<u>193,200</u>	<u>243,600</u>	<u>282,300</u>	<u>326,700</u>	<u>354,400</u>	<u>382,700</u>	<u>427,800</u>	<u>462,200</u>
	35	<u>194,700</u>	<u>244,800</u>	<u>284,100</u>	<u>328,600</u>	<u>356,200</u>	<u>384,200</u>	<u>429,100</u>	<u>462,900</u>
36	<u>196,200</u>	<u>246,100</u>	<u>286,000</u>	<u>330,700</u>	<u>357,900</u>	<u>385,800</u>	<u>430,300</u>	<u>463,500</u>	

現

行

37	<u>196,000</u>	<u>246,000</u>	<u>287,000</u>	<u>332,200</u>	<u>358,900</u>	<u>386,800</u>	<u>431,100</u>	<u>463,600</u>
38	<u>197,300</u>	<u>247,400</u>	<u>288,700</u>	<u>334,100</u>	<u>360,200</u>	<u>388,000</u>	<u>431,900</u>	<u>464,200</u>
39	<u>198,600</u>	<u>248,900</u>	<u>290,500</u>	<u>336,100</u>	<u>361,600</u>	<u>389,200</u>	<u>432,700</u>	<u>464,800</u>
40	<u>199,900</u>	<u>250,400</u>	<u>292,300</u>	<u>338,000</u>	<u>363,000</u>	<u>390,300</u>	<u>433,500</u>	<u>465,400</u>
41	<u>201,200</u>	<u>251,800</u>	<u>294,000</u>	<u>339,900</u>	<u>364,300</u>	<u>391,400</u>	<u>434,100</u>	<u>465,900</u>
42	<u>202,500</u>	<u>253,200</u>	<u>295,700</u>	<u>341,800</u>	<u>365,200</u>	<u>392,600</u>	<u>434,800</u>	<u>466,400</u>
43	<u>203,800</u>	<u>254,600</u>	<u>297,400</u>	<u>343,600</u>	<u>366,300</u>	<u>393,800</u>	<u>435,500</u>	<u>466,800</u>
44	<u>205,100</u>	<u>256,000</u>	<u>299,000</u>	<u>345,500</u>	<u>367,400</u>	<u>394,900</u>	<u>436,200</u>	<u>467,100</u>
45	<u>206,300</u>	<u>257,200</u>	<u>300,700</u>	<u>347,000</u>	<u>368,200</u>	<u>395,600</u>	<u>437,000</u>	<u>467,400</u>
46	<u>207,600</u>	<u>258,500</u>	<u>302,400</u>	<u>348,400</u>	<u>369,100</u>	<u>396,300</u>	<u>437,800</u>	
47	<u>208,900</u>	<u>259,900</u>	<u>304,000</u>	<u>349,900</u>	<u>370,000</u>	<u>397,000</u>	<u>438,200</u>	
48	<u>210,200</u>	<u>261,300</u>	<u>305,700</u>	<u>351,400</u>	<u>370,900</u>	<u>397,700</u>	<u>438,900</u>	
49	<u>211,300</u>	<u>262,600</u>	<u>306,900</u>	<u>353,000</u>	<u>371,800</u>	<u>398,300</u>	<u>439,400</u>	
50	<u>212,400</u>	<u>263,700</u>	<u>308,400</u>	<u>353,800</u>	<u>372,600</u>	<u>398,900</u>	<u>439,800</u>	
51	<u>213,400</u>	<u>265,000</u>	<u>309,900</u>	<u>355,000</u>	<u>373,400</u>	<u>399,400</u>	<u>440,200</u>	
52	<u>214,500</u>	<u>266,300</u>	<u>311,500</u>	<u>356,000</u>	<u>374,200</u>	<u>399,800</u>	<u>440,600</u>	
53	<u>215,600</u>	<u>267,400</u>	<u>313,100</u>	<u>356,900</u>	<u>374,900</u>	<u>400,200</u>	<u>441,000</u>	
54	<u>216,600</u>	<u>268,500</u>	<u>314,700</u>	<u>358,000</u>	<u>375,600</u>	<u>400,500</u>	<u>441,400</u>	
55	<u>217,500</u>	<u>269,800</u>	<u>316,300</u>	<u>358,900</u>	<u>376,300</u>	<u>400,800</u>	<u>441,800</u>	
56	<u>218,500</u>	<u>271,100</u>	<u>317,800</u>	<u>360,000</u>	<u>377,000</u>	<u>401,100</u>	<u>442,100</u>	
57	<u>219,200</u>	<u>272,200</u>	<u>319,300</u>	<u>360,900</u>	<u>377,500</u>	<u>401,400</u>	<u>442,400</u>	
58	<u>220,100</u>	<u>273,200</u>	<u>320,500</u>	<u>361,600</u>	<u>378,100</u>	<u>401,700</u>	<u>442,800</u>	
59	<u>221,000</u>	<u>274,300</u>	<u>321,700</u>	<u>362,300</u>	<u>378,700</u>	<u>402,000</u>	<u>443,100</u>	
60	<u>221,900</u>	<u>275,400</u>	<u>322,900</u>	<u>363,000</u>	<u>379,400</u>	<u>402,300</u>	<u>443,400</u>	
61	<u>222,600</u>	<u>276,600</u>	<u>323,600</u>	<u>363,400</u>	<u>379,800</u>	<u>402,600</u>	<u>443,700</u>	
62	<u>223,600</u>	<u>277,600</u>	<u>324,500</u>	<u>364,000</u>	<u>380,500</u>	<u>402,900</u>		
63	<u>224,500</u>	<u>278,500</u>	<u>325,300</u>	<u>364,700</u>	<u>381,100</u>	<u>403,200</u>		
64	<u>225,400</u>	<u>279,500</u>	<u>326,100</u>	<u>365,400</u>	<u>381,700</u>	<u>403,500</u>		
65	<u>226,100</u>	<u>280,300</u>	<u>327,000</u>	<u>365,700</u>	<u>382,100</u>	<u>403,800</u>		
66	<u>227,000</u>	<u>281,200</u>	<u>327,400</u>	<u>366,400</u>	<u>382,700</u>	<u>404,100</u>		
67	<u>227,900</u>	<u>281,900</u>	<u>328,100</u>	<u>367,100</u>	<u>383,300</u>	<u>404,400</u>		
68	<u>229,000</u>	<u>282,800</u>	<u>328,900</u>	<u>367,800</u>	<u>383,900</u>	<u>404,700</u>		
69	<u>229,800</u>	<u>283,800</u>	<u>329,700</u>	<u>368,100</u>	<u>384,300</u>	<u>404,900</u>		
70	<u>230,500</u>	<u>284,600</u>	<u>330,400</u>	<u>368,700</u>	<u>384,800</u>	<u>405,200</u>		
71	<u>231,200</u>	<u>285,400</u>	<u>331,100</u>	<u>369,400</u>	<u>385,300</u>	<u>405,500</u>		
72	<u>232,000</u>	<u>286,200</u>	<u>331,800</u>	<u>370,000</u>	<u>385,900</u>	<u>405,800</u>		
73	<u>232,800</u>	<u>287,000</u>	<u>332,300</u>	<u>370,300</u>	<u>386,200</u>	<u>406,000</u>		
74	<u>233,500</u>	<u>287,500</u>	<u>332,900</u>	<u>370,900</u>	<u>386,600</u>	<u>406,300</u>		
75	<u>234,200</u>	<u>287,900</u>	<u>333,400</u>	<u>371,600</u>	<u>387,000</u>	<u>406,600</u>		
76	<u>234,900</u>	<u>288,400</u>	<u>334,000</u>	<u>372,200</u>	<u>387,400</u>	<u>406,800</u>		
77	<u>235,600</u>	<u>288,500</u>	<u>334,300</u>	<u>372,600</u>	<u>387,700</u>	<u>407,000</u>		
78	<u>236,400</u>	<u>288,900</u>	<u>334,800</u>	<u>373,100</u>	<u>388,000</u>	<u>407,300</u>		

改 正 案

37	<u>197,500</u>	<u>247,000</u>	<u>287,600</u>	<u>332,600</u>	<u>359,300</u>	<u>387,200</u>	<u>431,500</u>	<u>464,000</u>
38	<u>198,800</u>	<u>248,400</u>	<u>289,300</u>	<u>334,500</u>	<u>360,600</u>	<u>388,400</u>	<u>432,300</u>	<u>464,600</u>
39	<u>200,100</u>	<u>249,800</u>	<u>291,100</u>	<u>336,500</u>	<u>362,000</u>	<u>389,600</u>	<u>433,100</u>	<u>465,200</u>
40	<u>201,400</u>	<u>251,300</u>	<u>292,900</u>	<u>338,400</u>	<u>363,400</u>	<u>390,700</u>	<u>433,900</u>	<u>465,800</u>
41	<u>202,700</u>	<u>252,700</u>	<u>294,600</u>	<u>340,300</u>	<u>364,700</u>	<u>391,800</u>	<u>434,500</u>	<u>466,300</u>
42	<u>204,000</u>	<u>254,100</u>	<u>296,300</u>	<u>342,200</u>	<u>365,600</u>	<u>393,000</u>	<u>435,200</u>	<u>466,800</u>
43	<u>205,300</u>	<u>255,500</u>	<u>297,900</u>	<u>344,000</u>	<u>366,700</u>	<u>394,200</u>	<u>435,900</u>	<u>467,200</u>
44	<u>206,600</u>	<u>256,800</u>	<u>299,500</u>	<u>345,900</u>	<u>367,800</u>	<u>395,300</u>	<u>436,600</u>	<u>467,500</u>
45	<u>207,800</u>	<u>258,000</u>	<u>301,200</u>	<u>347,400</u>	<u>368,600</u>	<u>396,000</u>	<u>437,400</u>	<u>467,800</u>
46	<u>209,100</u>	<u>259,300</u>	<u>302,900</u>	<u>348,800</u>	<u>369,500</u>	<u>396,700</u>	<u>438,200</u>	
47	<u>210,400</u>	<u>260,700</u>	<u>304,500</u>	<u>350,300</u>	<u>370,400</u>	<u>397,400</u>	<u>438,600</u>	
48	<u>211,700</u>	<u>262,000</u>	<u>306,200</u>	<u>351,800</u>	<u>371,300</u>	<u>398,100</u>	<u>439,300</u>	
49	<u>212,800</u>	<u>263,300</u>	<u>307,300</u>	<u>353,400</u>	<u>372,200</u>	<u>398,700</u>	<u>439,800</u>	
50	<u>213,900</u>	<u>264,400</u>	<u>308,800</u>	<u>354,200</u>	<u>373,000</u>	<u>399,300</u>	<u>440,200</u>	
51	<u>214,900</u>	<u>265,700</u>	<u>310,300</u>	<u>355,400</u>	<u>373,800</u>	<u>399,800</u>	<u>440,600</u>	
52	<u>216,000</u>	<u>267,000</u>	<u>311,900</u>	<u>356,400</u>	<u>374,600</u>	<u>400,200</u>	<u>441,000</u>	
53	<u>217,100</u>	<u>268,000</u>	<u>313,500</u>	<u>357,300</u>	<u>375,300</u>	<u>400,600</u>	<u>441,400</u>	
54	<u>218,100</u>	<u>269,100</u>	<u>315,100</u>	<u>358,400</u>	<u>376,000</u>	<u>400,900</u>	<u>441,800</u>	
55	<u>219,000</u>	<u>270,400</u>	<u>316,700</u>	<u>359,300</u>	<u>376,700</u>	<u>401,200</u>	<u>442,200</u>	
56	<u>220,000</u>	<u>271,700</u>	<u>318,200</u>	<u>360,400</u>	<u>377,400</u>	<u>401,500</u>	<u>442,500</u>	
57	<u>220,600</u>	<u>272,800</u>	<u>319,700</u>	<u>361,300</u>	<u>377,900</u>	<u>401,800</u>	<u>442,800</u>	
58	<u>221,500</u>	<u>273,800</u>	<u>320,900</u>	<u>362,000</u>	<u>378,500</u>	<u>402,100</u>	<u>443,200</u>	
59	<u>222,300</u>	<u>274,800</u>	<u>322,100</u>	<u>362,700</u>	<u>379,100</u>	<u>402,400</u>	<u>443,500</u>	
60	<u>223,200</u>	<u>275,900</u>	<u>323,300</u>	<u>363,400</u>	<u>379,800</u>	<u>402,700</u>	<u>443,800</u>	
61	<u>223,900</u>	<u>277,100</u>	<u>324,000</u>	<u>363,800</u>	<u>380,200</u>	<u>403,000</u>	<u>444,100</u>	
62	<u>224,900</u>	<u>278,100</u>	<u>324,900</u>	<u>364,400</u>	<u>380,900</u>	<u>403,300</u>		
63	<u>225,700</u>	<u>279,000</u>	<u>325,700</u>	<u>365,100</u>	<u>381,500</u>	<u>403,600</u>		
64	<u>226,600</u>	<u>280,000</u>	<u>326,500</u>	<u>365,800</u>	<u>382,100</u>	<u>403,900</u>		
65	<u>227,300</u>	<u>280,700</u>	<u>327,400</u>	<u>366,100</u>	<u>382,500</u>	<u>404,200</u>		
66	<u>228,100</u>	<u>281,600</u>	<u>327,800</u>	<u>366,800</u>	<u>383,100</u>	<u>404,500</u>		
67	<u>229,000</u>	<u>282,300</u>	<u>328,500</u>	<u>367,500</u>	<u>383,700</u>	<u>404,800</u>		
68	<u>230,100</u>	<u>283,200</u>	<u>329,300</u>	<u>368,200</u>	<u>384,300</u>	<u>405,100</u>		
69	<u>230,800</u>	<u>284,200</u>	<u>330,100</u>	<u>368,500</u>	<u>384,700</u>	<u>405,300</u>		
70	<u>231,500</u>	<u>285,000</u>	<u>330,800</u>	<u>369,100</u>	<u>385,200</u>	<u>405,600</u>		
71	<u>232,100</u>	<u>285,800</u>	<u>331,500</u>	<u>369,800</u>	<u>385,700</u>	<u>405,900</u>		
72	<u>232,900</u>	<u>286,600</u>	<u>332,200</u>	<u>370,400</u>	<u>386,300</u>	<u>406,200</u>		
73	<u>233,700</u>	<u>287,400</u>	<u>332,700</u>	<u>370,700</u>	<u>386,600</u>	<u>406,400</u>		
74	<u>234,400</u>	<u>287,900</u>	<u>333,300</u>	<u>371,300</u>	<u>387,000</u>	<u>406,700</u>		
75	<u>235,100</u>	<u>288,300</u>	<u>333,800</u>	<u>372,000</u>	<u>387,400</u>	<u>407,000</u>		
76	<u>235,700</u>	<u>288,800</u>	<u>334,400</u>	<u>372,600</u>	<u>387,800</u>	<u>407,200</u>		
77	<u>236,400</u>	<u>288,900</u>	<u>334,700</u>	<u>373,000</u>	<u>388,100</u>	<u>407,400</u>		
78	<u>237,200</u>	<u>289,300</u>	<u>335,200</u>	<u>373,500</u>	<u>388,400</u>	<u>407,700</u>		

現

行

79	<u>237,200</u>	<u>289,100</u>	<u>335,200</u>	<u>373,700</u>	<u>388,300</u>	<u>407,600</u>
80	<u>238,000</u>	<u>289,500</u>	<u>335,700</u>	<u>374,200</u>	<u>388,600</u>	<u>407,800</u>
81	<u>238,700</u>	<u>289,700</u>	<u>336,100</u>	<u>374,700</u>	<u>388,800</u>	<u>408,000</u>
82	<u>239,400</u>	<u>289,900</u>	<u>336,600</u>	<u>375,300</u>	<u>389,100</u>	<u>408,300</u>
83	<u>240,100</u>	<u>290,300</u>	<u>337,100</u>	<u>375,800</u>	<u>389,400</u>	<u>408,600</u>
84	<u>240,800</u>	<u>290,600</u>	<u>337,600</u>	<u>376,100</u>	<u>389,600</u>	<u>408,800</u>
85	<u>241,500</u>	<u>290,900</u>	<u>337,900</u>	<u>376,500</u>	<u>389,800</u>	<u>409,000</u>
86	<u>242,200</u>	<u>291,200</u>	<u>338,300</u>	<u>377,000</u>	<u>390,100</u>	
87	<u>242,900</u>	<u>291,500</u>	<u>338,800</u>	<u>377,400</u>	<u>390,400</u>	
88	<u>243,600</u>	<u>291,900</u>	<u>339,200</u>	<u>377,800</u>	<u>390,600</u>	
89	<u>244,300</u>	<u>292,200</u>	<u>339,500</u>	<u>378,200</u>	<u>390,800</u>	
90	<u>244,800</u>	<u>292,600</u>	<u>339,900</u>	<u>378,700</u>	<u>391,100</u>	
91	<u>245,300</u>	<u>292,900</u>	<u>340,400</u>	<u>379,100</u>	<u>391,400</u>	
92	<u>245,800</u>	<u>293,300</u>	<u>340,800</u>	<u>379,500</u>	<u>391,600</u>	
93	<u>246,100</u>	<u>293,400</u>	<u>341,000</u>	<u>379,800</u>	<u>391,800</u>	
94		<u>293,600</u>	<u>341,400</u>			
95		<u>294,000</u>	<u>341,900</u>			
96		<u>294,400</u>	<u>342,300</u>			
97		<u>294,600</u>	<u>342,400</u>			
98		<u>294,900</u>	<u>342,900</u>			
99		<u>295,300</u>	<u>343,300</u>			
100		<u>295,700</u>	<u>343,600</u>			
101		<u>295,900</u>	<u>343,900</u>			
102		<u>296,200</u>	<u>344,300</u>			
103		<u>296,600</u>	<u>344,700</u>			
104		<u>296,900</u>	<u>345,100</u>			
105		<u>297,100</u>	<u>345,600</u>			
106		<u>297,400</u>	<u>346,000</u>			
107		<u>297,800</u>	<u>346,400</u>			
108		<u>298,100</u>	<u>346,800</u>			
109		<u>298,300</u>	<u>347,300</u>			
110		<u>298,700</u>	<u>347,700</u>			
111		<u>299,100</u>	<u>348,000</u>			
112		<u>299,400</u>	<u>348,300</u>			
113		<u>299,500</u>	<u>348,800</u>			
114		<u>299,800</u>				
115		<u>300,100</u>				
116		<u>300,500</u>				
117		<u>300,700</u>				
118		<u>300,900</u>				
119		<u>301,200</u>				
120		<u>301,500</u>				

改 正 案

79	<u>238,000</u>	<u>289,500</u>	<u>335,600</u>	<u>374,100</u>	<u>388,700</u>	<u>408,000</u>
80	<u>238,700</u>	<u>289,900</u>	<u>336,100</u>	<u>374,600</u>	<u>389,000</u>	<u>408,200</u>
81	<u>239,400</u>	<u>290,100</u>	<u>336,500</u>	<u>375,100</u>	<u>389,200</u>	<u>408,400</u>
82	<u>240,100</u>	<u>290,300</u>	<u>337,000</u>	<u>375,700</u>	<u>389,500</u>	<u>408,700</u>
83	<u>240,800</u>	<u>290,700</u>	<u>337,500</u>	<u>376,200</u>	<u>389,800</u>	<u>409,000</u>
84	<u>241,500</u>	<u>291,000</u>	<u>338,000</u>	<u>376,500</u>	<u>390,000</u>	<u>409,200</u>
85	<u>242,100</u>	<u>291,300</u>	<u>338,300</u>	<u>376,900</u>	<u>390,200</u>	<u>409,400</u>
86	<u>242,800</u>	<u>291,600</u>	<u>338,700</u>	<u>377,400</u>	<u>390,500</u>	
87	<u>243,500</u>	<u>291,900</u>	<u>339,200</u>	<u>377,800</u>	<u>390,800</u>	
88	<u>244,200</u>	<u>292,300</u>	<u>339,600</u>	<u>378,200</u>	<u>391,000</u>	
89	<u>244,900</u>	<u>292,600</u>	<u>339,900</u>	<u>378,600</u>	<u>391,200</u>	
90	<u>245,400</u>	<u>293,000</u>	<u>340,300</u>	<u>379,100</u>	<u>391,500</u>	
91	<u>245,800</u>	<u>293,300</u>	<u>340,800</u>	<u>379,500</u>	<u>391,800</u>	
92	<u>246,300</u>	<u>293,700</u>	<u>341,200</u>	<u>379,900</u>	<u>392,000</u>	
93	<u>246,600</u>	<u>293,800</u>	<u>341,400</u>	<u>380,200</u>	<u>392,200</u>	
94		<u>294,000</u>	<u>341,800</u>			
95		<u>294,400</u>	<u>342,300</u>			
96		<u>294,800</u>	<u>342,700</u>			
97		<u>295,000</u>	<u>342,800</u>			
98		<u>295,300</u>	<u>343,300</u>			
99		<u>295,700</u>	<u>343,700</u>			
100		<u>296,100</u>	<u>344,000</u>			
101		<u>296,300</u>	<u>344,300</u>			
102		<u>296,600</u>	<u>344,700</u>			
103		<u>297,000</u>	<u>345,100</u>			
104		<u>297,300</u>	<u>345,500</u>			
105		<u>297,500</u>	<u>346,000</u>			
106		<u>297,800</u>	<u>346,400</u>			
107		<u>298,200</u>	<u>346,800</u>			
108		<u>298,500</u>	<u>347,200</u>			
109		<u>298,700</u>	<u>347,700</u>			
110		<u>299,100</u>	<u>348,100</u>			
111		<u>299,500</u>	<u>348,400</u>			
112		<u>299,800</u>	<u>348,700</u>			
113		<u>299,900</u>	<u>349,200</u>			
114		<u>300,200</u>				
115		<u>300,500</u>				
116		<u>300,900</u>				
117		<u>301,100</u>				
118		<u>301,300</u>				
119		<u>301,600</u>				
120		<u>301,900</u>				

		現		行					
	121		<u>301,900</u>						
	122		<u>302,100</u>						
	123		<u>302,400</u>						
	124		<u>302,700</u>						
	125		<u>303,000</u>						
再任用職員		<u>186,500</u>	<u>214,000</u>	<u>254,000</u>	<u>273,400</u>	<u>288,500</u>	<u>313,900</u>	<u>355,600</u>	<u>388,700</u>

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

改 正 案

	121		<u>302,300</u>						
	122		<u>302,500</u>						
	123		<u>302,800</u>						
	124		<u>303,100</u>						
	125		<u>303,400</u>						
再任用職員		<u>186,900</u>	<u>214,400</u>	<u>254,400</u>	<u>273,800</u>	<u>288,900</u>	<u>314,300</u>	<u>356,000</u>	<u>389,100</u>

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

現

行

別表第2(第3条関係)

消防職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	163,200	178,800	205,400	245,300	289,400	316,300	345,100	380,200
	2	164,900	180,600	207,400	247,100	291,600	318,500	347,300	382,400
	3	166,700	182,400	209,400	248,900	293,700	320,800	349,600	384,500
	4	168,400	184,200	211,400	250,700	296,000	323,000	351,800	386,600
	5	169,900	186,100	213,400	252,400	297,900	325,300	353,900	388,500
	6	171,800	188,400	215,400	254,200	300,100	327,500	356,000	390,500
	7	173,600	190,700	217,400	255,800	302,300	329,800	358,200	392,300
	8	175,500	193,000	219,300	257,500	304,500	332,100	360,400	394,100
	9	177,200	195,200	221,400	258,900	306,500	334,000	362,300	395,900
	10	178,900	197,800	223,200	260,500	308,700	336,300	364,500	397,900
	11	180,600	200,300	225,000	261,800	311,000	338,500	366,600	399,900
	12	182,300	202,800	226,800	263,200	313,200	340,800	368,800	402,000
	13	184,200	205,200	228,700	264,800	315,300	342,900	371,000	403,700
	14	186,300	207,000	230,600	266,200	317,600	345,000	373,100	405,800
	15	188,400	208,800	232,500	267,300	319,800	347,200	375,300	407,800
	16	190,500	210,600	234,400	268,600	322,100	349,300	377,400	409,900
	17	192,700	212,500	236,000	269,700	324,000	351,500	379,200	411,600
	18	195,100	214,400	237,800	271,100	326,300	353,500	381,200	413,300
	19	197,500	216,300	239,600	272,500	328,400	355,600	383,100	415,000
	20	199,900	218,100	241,400	274,000	330,700	357,700	385,100	416,600
	21	202,400	219,800	243,000	275,300	332,800	359,800	386,900	418,300
	22	204,200	221,600	244,400	276,700	334,800	361,800	389,000	419,900
	23	206,000	223,400	245,600	278,200	336,900	363,800	391,100	421,300
	24	207,800	225,200	246,900	279,700	338,900	365,900	393,100	422,800
	25	209,700	226,900	248,200	280,900	340,900	367,800	394,800	424,100
	26	211,500	228,600	249,500	282,900	343,000	369,800	396,800	425,500
	27	213,300	230,300	250,800	284,900	345,000	371,800	398,900	427,000
	28	215,000	232,000	252,000	286,900	347,000	373,800	401,000	428,600
	29	216,900	233,400	253,200	288,900	349,200	375,700	402,500	429,900
	30	218,700	235,200	254,300	290,900	351,300	377,800	404,300	431,600
	31	220,500	237,000	255,600	292,800	353,300	379,900	406,000	433,300
	32	222,300	238,800	256,700	294,700	355,400	381,900	407,700	434,900
	33	224,000	240,200	257,600	296,500	357,100	383,800	409,400	436,300
	34	225,700	241,700	258,800	298,300	359,100	385,900	410,900	438,000
	35	227,400	243,000	259,900	300,200	361,000	388,000	412,500	439,700
36	229,100	244,400	261,100	302,100	363,100	389,900	414,000	441,300	

改 正 案

別表第2(第3条関係)
消防職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	<u>164,900</u>	<u>180,600</u>	<u>207,100</u>	<u>247,100</u>	<u>290,800</u>	<u>317,300</u>	<u>345,900</u>	<u>380,700</u>
	2	<u>166,600</u>	<u>182,400</u>	<u>209,100</u>	<u>248,900</u>	<u>292,800</u>	<u>319,500</u>	<u>348,100</u>	<u>382,900</u>
	3	<u>168,400</u>	<u>184,200</u>	<u>211,100</u>	<u>250,700</u>	<u>294,900</u>	<u>321,800</u>	<u>350,400</u>	<u>385,000</u>
	4	<u>170,100</u>	<u>186,000</u>	<u>213,100</u>	<u>252,500</u>	<u>297,200</u>	<u>323,900</u>	<u>352,600</u>	<u>387,100</u>
	5	<u>171,600</u>	<u>187,900</u>	<u>215,100</u>	<u>254,200</u>	<u>299,000</u>	<u>326,200</u>	<u>354,600</u>	<u>388,900</u>
	6	<u>173,500</u>	<u>190,200</u>	<u>217,100</u>	<u>256,000</u>	<u>301,200</u>	<u>328,400</u>	<u>356,700</u>	<u>390,900</u>
	7	<u>175,300</u>	<u>192,500</u>	<u>219,100</u>	<u>257,600</u>	<u>303,300</u>	<u>330,700</u>	<u>358,900</u>	<u>392,700</u>
	8	<u>177,200</u>	<u>194,800</u>	<u>221,000</u>	<u>259,300</u>	<u>305,500</u>	<u>332,900</u>	<u>361,100</u>	<u>394,500</u>
	9	<u>178,900</u>	<u>197,000</u>	<u>223,100</u>	<u>260,700</u>	<u>307,500</u>	<u>334,800</u>	<u>363,000</u>	<u>396,300</u>
	10	<u>180,600</u>	<u>199,600</u>	<u>224,900</u>	<u>262,300</u>	<u>309,700</u>	<u>337,100</u>	<u>365,200</u>	<u>398,300</u>
	11	<u>182,300</u>	<u>202,100</u>	<u>226,700</u>	<u>263,600</u>	<u>312,000</u>	<u>339,300</u>	<u>367,300</u>	<u>400,300</u>
	12	<u>184,000</u>	<u>204,600</u>	<u>228,500</u>	<u>264,900</u>	<u>314,100</u>	<u>341,600</u>	<u>369,500</u>	<u>402,400</u>
	13	<u>185,900</u>	<u>206,900</u>	<u>230,400</u>	<u>266,500</u>	<u>316,200</u>	<u>343,600</u>	<u>371,500</u>	<u>404,100</u>
	14	<u>188,000</u>	<u>208,700</u>	<u>232,300</u>	<u>267,900</u>	<u>318,500</u>	<u>345,700</u>	<u>373,600</u>	<u>406,200</u>
	15	<u>190,100</u>	<u>210,500</u>	<u>234,200</u>	<u>269,000</u>	<u>320,700</u>	<u>347,900</u>	<u>375,800</u>	<u>408,200</u>
	16	<u>192,200</u>	<u>212,300</u>	<u>236,100</u>	<u>270,300</u>	<u>322,900</u>	<u>350,000</u>	<u>377,900</u>	<u>410,300</u>
	17	<u>194,400</u>	<u>214,200</u>	<u>237,700</u>	<u>271,300</u>	<u>324,800</u>	<u>352,200</u>	<u>379,600</u>	<u>412,000</u>
	18	<u>196,800</u>	<u>216,100</u>	<u>239,500</u>	<u>272,700</u>	<u>327,100</u>	<u>354,200</u>	<u>381,600</u>	<u>413,700</u>
	19	<u>199,200</u>	<u>218,000</u>	<u>241,300</u>	<u>274,100</u>	<u>329,200</u>	<u>356,300</u>	<u>383,500</u>	<u>415,400</u>
	20	<u>201,600</u>	<u>219,800</u>	<u>243,100</u>	<u>275,500</u>	<u>331,500</u>	<u>358,400</u>	<u>385,500</u>	<u>417,000</u>
	21	<u>204,100</u>	<u>221,500</u>	<u>244,700</u>	<u>276,800</u>	<u>333,500</u>	<u>360,300</u>	<u>387,300</u>	<u>418,700</u>
	22	<u>205,900</u>	<u>223,300</u>	<u>246,100</u>	<u>278,200</u>	<u>335,500</u>	<u>362,300</u>	<u>389,400</u>	<u>420,300</u>
	23	<u>207,700</u>	<u>225,100</u>	<u>247,300</u>	<u>279,500</u>	<u>337,600</u>	<u>364,300</u>	<u>391,500</u>	<u>421,700</u>
	24	<u>209,500</u>	<u>226,900</u>	<u>248,600</u>	<u>281,000</u>	<u>339,600</u>	<u>366,400</u>	<u>393,500</u>	<u>423,200</u>
	25	<u>211,400</u>	<u>228,600</u>	<u>249,900</u>	<u>282,200</u>	<u>341,600</u>	<u>368,200</u>	<u>395,200</u>	<u>424,500</u>
	26	<u>213,200</u>	<u>230,300</u>	<u>251,200</u>	<u>284,100</u>	<u>343,700</u>	<u>370,200</u>	<u>397,200</u>	<u>425,900</u>
	27	<u>215,000</u>	<u>232,000</u>	<u>252,500</u>	<u>286,100</u>	<u>345,700</u>	<u>372,200</u>	<u>399,300</u>	<u>427,400</u>
	28	<u>216,700</u>	<u>233,700</u>	<u>253,700</u>	<u>288,100</u>	<u>347,700</u>	<u>374,200</u>	<u>401,400</u>	<u>429,000</u>
	29	<u>218,600</u>	<u>235,100</u>	<u>254,900</u>	<u>290,000</u>	<u>349,700</u>	<u>376,100</u>	<u>402,900</u>	<u>430,300</u>
	30	<u>220,400</u>	<u>236,900</u>	<u>256,000</u>	<u>292,000</u>	<u>351,800</u>	<u>378,200</u>	<u>404,700</u>	<u>432,000</u>
	31	<u>222,200</u>	<u>238,700</u>	<u>257,300</u>	<u>293,800</u>	<u>353,800</u>	<u>380,300</u>	<u>406,400</u>	<u>433,700</u>
	32	<u>224,000</u>	<u>240,500</u>	<u>258,400</u>	<u>295,700</u>	<u>355,900</u>	<u>382,300</u>	<u>408,100</u>	<u>435,300</u>
	33	<u>225,700</u>	<u>241,900</u>	<u>259,100</u>	<u>297,500</u>	<u>357,500</u>	<u>384,200</u>	<u>409,800</u>	<u>436,700</u>
	34	<u>227,400</u>	<u>243,400</u>	<u>260,300</u>	<u>299,300</u>	<u>359,500</u>	<u>386,300</u>	<u>411,300</u>	<u>438,400</u>
	35	<u>229,100</u>	<u>244,700</u>	<u>261,400</u>	<u>301,200</u>	<u>361,400</u>	<u>388,400</u>	<u>412,900</u>	<u>440,100</u>
36	<u>230,800</u>	<u>246,100</u>	<u>262,600</u>	<u>303,000</u>	<u>363,500</u>	<u>390,300</u>	<u>414,400</u>	<u>441,700</u>	

現

行

37	<u>230,500</u>	<u>245,700</u>	<u>262,100</u>	<u>303,900</u>	<u>365,000</u>	<u>391,600</u>	<u>415,300</u>	<u>442,700</u>
38	<u>232,300</u>	<u>247,000</u>	<u>263,300</u>	<u>305,800</u>	<u>367,100</u>	<u>393,100</u>	<u>416,800</u>	<u>443,400</u>
39	<u>234,100</u>	<u>248,200</u>	<u>264,400</u>	<u>307,700</u>	<u>369,100</u>	<u>394,400</u>	<u>418,300</u>	<u>444,100</u>
40	<u>235,900</u>	<u>249,400</u>	<u>265,400</u>	<u>309,500</u>	<u>371,100</u>	<u>395,800</u>	<u>419,800</u>	<u>444,800</u>
41	<u>237,300</u>	<u>250,600</u>	<u>266,600</u>	<u>311,400</u>	<u>373,100</u>	<u>397,000</u>	<u>421,300</u>	<u>445,200</u>
42	<u>238,700</u>	<u>251,800</u>	<u>268,100</u>	<u>313,200</u>	<u>375,200</u>	<u>398,100</u>	<u>422,600</u>	<u>445,800</u>
43	<u>240,000</u>	<u>252,900</u>	<u>269,400</u>	<u>315,100</u>	<u>377,300</u>	<u>399,100</u>	<u>423,900</u>	<u>446,500</u>
44	<u>241,200</u>	<u>254,000</u>	<u>270,600</u>	<u>317,000</u>	<u>379,300</u>	<u>400,100</u>	<u>425,100</u>	<u>447,100</u>
45	<u>242,500</u>	<u>255,100</u>	<u>271,800</u>	<u>318,800</u>	<u>381,000</u>	<u>401,300</u>	<u>426,100</u>	<u>447,900</u>
46	<u>243,600</u>	<u>256,200</u>	<u>273,300</u>	<u>320,700</u>	<u>382,700</u>	<u>402,500</u>	<u>426,800</u>	<u>448,600</u>
47	<u>244,600</u>	<u>257,300</u>	<u>274,900</u>	<u>322,600</u>	<u>384,300</u>	<u>403,600</u>	<u>427,600</u>	<u>449,100</u>
48	<u>245,500</u>	<u>258,500</u>	<u>276,500</u>	<u>324,400</u>	<u>386,000</u>	<u>404,800</u>	<u>428,400</u>	<u>449,600</u>
49	<u>246,400</u>	<u>259,500</u>	<u>278,300</u>	<u>326,000</u>	<u>387,400</u>	<u>406,100</u>	<u>428,900</u>	<u>450,100</u>
50	<u>247,500</u>	<u>260,700</u>	<u>280,000</u>	<u>327,600</u>	<u>388,400</u>	<u>406,900</u>	<u>429,300</u>	<u>450,400</u>
51	<u>248,700</u>	<u>261,800</u>	<u>281,700</u>	<u>329,200</u>	<u>389,400</u>	<u>407,700</u>	<u>429,700</u>	<u>450,700</u>
52	<u>249,800</u>	<u>262,900</u>	<u>283,300</u>	<u>330,900</u>	<u>390,400</u>	<u>408,400</u>	<u>430,000</u>	<u>451,100</u>
53	<u>250,800</u>	<u>264,100</u>	<u>284,800</u>	<u>332,600</u>	<u>391,700</u>	<u>408,900</u>	<u>430,300</u>	<u>451,500</u>
54	<u>252,000</u>	<u>265,200</u>	<u>286,600</u>	<u>334,300</u>	<u>392,800</u>	<u>409,600</u>	<u>430,700</u>	<u>451,700</u>
55	<u>253,000</u>	<u>266,600</u>	<u>288,300</u>	<u>336,100</u>	<u>393,900</u>	<u>410,300</u>	<u>431,000</u>	<u>452,000</u>
56	<u>254,200</u>	<u>267,800</u>	<u>290,100</u>	<u>337,900</u>	<u>395,100</u>	<u>410,900</u>	<u>431,300</u>	<u>452,200</u>
57	<u>255,300</u>	<u>268,900</u>	<u>291,700</u>	<u>339,100</u>	<u>396,400</u>	<u>411,600</u>	<u>431,600</u>	<u>452,600</u>
58	<u>256,300</u>	<u>270,500</u>	<u>293,400</u>	<u>340,800</u>	<u>397,200</u>	<u>412,000</u>	<u>431,900</u>	<u>452,800</u>
59	<u>257,100</u>	<u>272,000</u>	<u>295,200</u>	<u>342,400</u>	<u>398,000</u>	<u>412,600</u>	<u>432,200</u>	<u>453,000</u>
60	<u>258,100</u>	<u>273,600</u>	<u>297,000</u>	<u>344,000</u>	<u>398,700</u>	<u>413,200</u>	<u>432,500</u>	<u>453,200</u>
61	<u>259,200</u>	<u>275,200</u>	<u>298,500</u>	<u>345,600</u>	<u>399,200</u>	<u>413,600</u>	<u>432,800</u>	<u>453,600</u>
62	<u>260,300</u>	<u>276,800</u>	<u>300,300</u>	<u>347,300</u>	<u>399,900</u>	<u>414,200</u>	<u>433,100</u>	
63	<u>261,400</u>	<u>278,400</u>	<u>302,100</u>	<u>349,000</u>	<u>400,600</u>	<u>414,700</u>	<u>433,400</u>	
64	<u>262,400</u>	<u>280,000</u>	<u>303,800</u>	<u>350,700</u>	<u>401,300</u>	<u>415,200</u>	<u>433,700</u>	
65	<u>263,500</u>	<u>281,500</u>	<u>305,300</u>	<u>352,300</u>	<u>401,600</u>	<u>415,700</u>	<u>434,000</u>	
66	<u>264,700</u>	<u>282,900</u>	<u>307,000</u>	<u>353,900</u>	<u>402,300</u>	<u>416,300</u>	<u>434,300</u>	
67	<u>266,000</u>	<u>284,400</u>	<u>308,600</u>	<u>355,500</u>	<u>403,000</u>	<u>416,700</u>	<u>434,600</u>	
68	<u>267,300</u>	<u>285,900</u>	<u>310,300</u>	<u>357,100</u>	<u>403,600</u>	<u>417,200</u>	<u>434,900</u>	
69	<u>268,500</u>	<u>287,500</u>	<u>311,900</u>	<u>358,300</u>	<u>404,000</u>	<u>417,600</u>	<u>435,100</u>	
70	<u>269,900</u>	<u>289,000</u>	<u>313,300</u>	<u>359,700</u>	<u>404,500</u>	<u>417,900</u>	<u>435,400</u>	
71	<u>271,300</u>	<u>290,600</u>	<u>314,800</u>	<u>361,000</u>	<u>405,100</u>	<u>418,200</u>	<u>435,700</u>	
72	<u>272,700</u>	<u>292,200</u>	<u>316,300</u>	<u>362,400</u>	<u>405,600</u>	<u>418,500</u>	<u>436,000</u>	
73	<u>274,000</u>	<u>293,500</u>	<u>317,300</u>	<u>363,600</u>	<u>406,100</u>	<u>418,800</u>	<u>436,200</u>	
74	<u>275,400</u>	<u>294,900</u>	<u>318,900</u>	<u>364,800</u>	<u>406,500</u>	<u>419,100</u>	<u>436,500</u>	
75	<u>276,800</u>	<u>296,400</u>	<u>320,400</u>	<u>366,100</u>	<u>407,000</u>	<u>419,400</u>	<u>436,800</u>	
76	<u>278,100</u>	<u>297,900</u>	<u>322,100</u>	<u>367,400</u>	<u>407,500</u>	<u>419,700</u>	<u>437,100</u>	
77	<u>279,300</u>	<u>299,000</u>	<u>323,900</u>	<u>368,700</u>	<u>408,000</u>	<u>419,900</u>	<u>437,300</u>	
78	<u>280,500</u>	<u>300,500</u>	<u>325,600</u>	<u>369,900</u>	<u>408,500</u>	<u>420,200</u>	<u>437,600</u>	

改 正 案

37	<u>232,200</u>	<u>247,400</u>	<u>263,500</u>	<u>304,800</u>	<u>365,400</u>	<u>392,000</u>	<u>415,700</u>	<u>443,100</u>
38	<u>234,000</u>	<u>248,700</u>	<u>264,700</u>	<u>306,700</u>	<u>367,500</u>	<u>393,500</u>	<u>417,200</u>	<u>443,800</u>
39	<u>235,800</u>	<u>249,900</u>	<u>265,700</u>	<u>308,600</u>	<u>369,500</u>	<u>394,800</u>	<u>418,700</u>	<u>444,500</u>
40	<u>237,600</u>	<u>251,100</u>	<u>266,700</u>	<u>310,300</u>	<u>371,500</u>	<u>396,200</u>	<u>420,200</u>	<u>445,200</u>
41	<u>239,000</u>	<u>252,300</u>	<u>267,900</u>	<u>312,200</u>	<u>373,500</u>	<u>397,400</u>	<u>421,700</u>	<u>445,600</u>
42	<u>240,400</u>	<u>253,500</u>	<u>269,300</u>	<u>314,000</u>	<u>375,600</u>	<u>398,500</u>	<u>423,000</u>	<u>446,200</u>
43	<u>241,700</u>	<u>254,600</u>	<u>270,600</u>	<u>315,900</u>	<u>377,700</u>	<u>399,500</u>	<u>424,300</u>	<u>446,900</u>
44	<u>242,900</u>	<u>255,700</u>	<u>271,800</u>	<u>317,800</u>	<u>379,700</u>	<u>400,500</u>	<u>425,500</u>	<u>447,500</u>
45	<u>244,200</u>	<u>256,600</u>	<u>272,900</u>	<u>319,500</u>	<u>381,400</u>	<u>401,700</u>	<u>426,500</u>	<u>448,300</u>
46	<u>245,300</u>	<u>257,700</u>	<u>274,400</u>	<u>321,400</u>	<u>383,100</u>	<u>402,900</u>	<u>427,200</u>	<u>449,000</u>
47	<u>246,300</u>	<u>258,800</u>	<u>275,900</u>	<u>323,300</u>	<u>384,700</u>	<u>404,000</u>	<u>428,000</u>	<u>449,500</u>
48	<u>247,200</u>	<u>260,000</u>	<u>277,500</u>	<u>325,100</u>	<u>386,400</u>	<u>405,200</u>	<u>428,800</u>	<u>450,000</u>
49	<u>248,100</u>	<u>260,900</u>	<u>279,300</u>	<u>326,700</u>	<u>387,800</u>	<u>406,500</u>	<u>429,300</u>	<u>450,500</u>
50	<u>249,200</u>	<u>262,100</u>	<u>281,000</u>	<u>328,300</u>	<u>388,800</u>	<u>407,300</u>	<u>429,700</u>	<u>450,800</u>
51	<u>250,400</u>	<u>263,100</u>	<u>282,700</u>	<u>329,800</u>	<u>389,800</u>	<u>408,100</u>	<u>430,100</u>	<u>451,100</u>
52	<u>251,500</u>	<u>264,200</u>	<u>284,200</u>	<u>331,500</u>	<u>390,800</u>	<u>408,800</u>	<u>430,400</u>	<u>451,500</u>
53	<u>252,300</u>	<u>265,400</u>	<u>285,700</u>	<u>333,100</u>	<u>392,100</u>	<u>409,300</u>	<u>430,700</u>	<u>451,900</u>
54	<u>253,500</u>	<u>266,400</u>	<u>287,500</u>	<u>334,800</u>	<u>393,200</u>	<u>410,000</u>	<u>431,100</u>	<u>452,100</u>
55	<u>254,400</u>	<u>267,800</u>	<u>289,200</u>	<u>336,600</u>	<u>394,300</u>	<u>410,700</u>	<u>431,400</u>	<u>452,400</u>
56	<u>255,600</u>	<u>269,000</u>	<u>290,900</u>	<u>338,400</u>	<u>395,500</u>	<u>411,300</u>	<u>431,700</u>	<u>452,600</u>
57	<u>256,600</u>	<u>270,000</u>	<u>292,500</u>	<u>339,500</u>	<u>396,800</u>	<u>412,000</u>	<u>432,000</u>	<u>453,000</u>
58	<u>257,600</u>	<u>271,600</u>	<u>294,200</u>	<u>341,200</u>	<u>397,600</u>	<u>412,400</u>	<u>432,300</u>	<u>453,200</u>
59	<u>258,400</u>	<u>273,000</u>	<u>296,000</u>	<u>342,800</u>	<u>398,400</u>	<u>413,000</u>	<u>432,600</u>	<u>453,400</u>
60	<u>259,400</u>	<u>274,600</u>	<u>297,800</u>	<u>344,400</u>	<u>399,100</u>	<u>413,600</u>	<u>432,900</u>	<u>453,600</u>
61	<u>260,500</u>	<u>276,200</u>	<u>299,200</u>	<u>346,000</u>	<u>399,600</u>	<u>414,000</u>	<u>433,200</u>	<u>454,000</u>
62	<u>261,500</u>	<u>277,800</u>	<u>301,000</u>	<u>347,700</u>	<u>400,300</u>	<u>414,600</u>	<u>433,500</u>	
63	<u>262,600</u>	<u>279,400</u>	<u>302,800</u>	<u>349,400</u>	<u>401,000</u>	<u>415,100</u>	<u>433,800</u>	
64	<u>263,500</u>	<u>280,900</u>	<u>304,500</u>	<u>351,100</u>	<u>401,700</u>	<u>415,600</u>	<u>434,100</u>	
65	<u>264,600</u>	<u>282,400</u>	<u>306,000</u>	<u>352,700</u>	<u>402,000</u>	<u>416,100</u>	<u>434,400</u>	
66	<u>265,800</u>	<u>283,800</u>	<u>307,700</u>	<u>354,300</u>	<u>402,700</u>	<u>416,700</u>	<u>434,700</u>	
67	<u>267,000</u>	<u>285,300</u>	<u>309,200</u>	<u>355,900</u>	<u>403,400</u>	<u>417,100</u>	<u>435,000</u>	
68	<u>268,300</u>	<u>286,700</u>	<u>310,900</u>	<u>357,500</u>	<u>404,000</u>	<u>417,600</u>	<u>435,300</u>	
69	<u>269,500</u>	<u>288,300</u>	<u>312,400</u>	<u>358,700</u>	<u>404,400</u>	<u>418,000</u>	<u>435,500</u>	
70	<u>270,900</u>	<u>289,800</u>	<u>313,800</u>	<u>360,100</u>	<u>404,900</u>	<u>418,300</u>	<u>435,800</u>	
71	<u>272,300</u>	<u>291,400</u>	<u>315,300</u>	<u>361,400</u>	<u>405,500</u>	<u>418,600</u>	<u>436,100</u>	
72	<u>273,600</u>	<u>293,000</u>	<u>316,800</u>	<u>362,800</u>	<u>406,000</u>	<u>418,900</u>	<u>436,400</u>	
73	<u>274,900</u>	<u>294,200</u>	<u>317,700</u>	<u>364,000</u>	<u>406,500</u>	<u>419,200</u>	<u>436,600</u>	
74	<u>276,300</u>	<u>295,600</u>	<u>319,300</u>	<u>365,200</u>	<u>406,900</u>	<u>419,500</u>	<u>436,900</u>	
75	<u>277,700</u>	<u>297,100</u>	<u>320,800</u>	<u>366,500</u>	<u>407,400</u>	<u>419,800</u>	<u>437,200</u>	
76	<u>278,900</u>	<u>298,600</u>	<u>322,500</u>	<u>367,800</u>	<u>407,900</u>	<u>420,100</u>	<u>437,500</u>	
77	<u>280,100</u>	<u>299,700</u>	<u>324,300</u>	<u>369,100</u>	<u>408,400</u>	<u>420,300</u>	<u>437,700</u>	
78	<u>281,300</u>	<u>301,200</u>	<u>326,000</u>	<u>370,300</u>	<u>408,900</u>	<u>420,600</u>	<u>438,000</u>	

現

行

79	<u>281,700</u>	<u>301,900</u>	<u>327,200</u>	<u>371,100</u>	<u>409,100</u>	<u>420,500</u>	<u>437,900</u>
80	<u>282,800</u>	<u>303,400</u>	<u>328,800</u>	<u>372,300</u>	<u>409,600</u>	<u>420,800</u>	<u>438,200</u>
81	<u>284,100</u>	<u>304,900</u>	<u>330,500</u>	<u>373,500</u>	<u>410,000</u>	<u>421,000</u>	<u>438,400</u>
82	<u>285,300</u>	<u>306,300</u>	<u>332,200</u>	<u>374,700</u>	<u>410,600</u>	<u>421,300</u>	<u>438,700</u>
83	<u>286,600</u>	<u>307,600</u>	<u>333,800</u>	<u>375,800</u>	<u>411,100</u>	<u>421,600</u>	<u>439,000</u>
84	<u>287,900</u>	<u>309,000</u>	<u>335,500</u>	<u>377,000</u>	<u>411,300</u>	<u>421,800</u>	<u>439,300</u>
85	<u>289,100</u>	<u>310,200</u>	<u>336,900</u>	<u>378,100</u>	<u>411,600</u>	<u>422,000</u>	<u>439,500</u>
86	<u>290,300</u>	<u>311,700</u>	<u>338,400</u>	<u>378,700</u>	<u>412,100</u>	<u>422,300</u>	
87	<u>291,500</u>	<u>313,000</u>	<u>339,900</u>	<u>379,200</u>	<u>412,400</u>	<u>422,600</u>	
88	<u>292,700</u>	<u>314,500</u>	<u>341,400</u>	<u>379,800</u>	<u>412,700</u>	<u>422,800</u>	
89	<u>293,800</u>	<u>316,000</u>	<u>342,700</u>	<u>380,400</u>	<u>413,000</u>	<u>423,000</u>	
90	<u>295,000</u>	<u>317,500</u>	<u>343,900</u>	<u>381,000</u>	<u>413,400</u>	<u>423,300</u>	
91	<u>296,100</u>	<u>318,900</u>	<u>345,200</u>	<u>381,600</u>	<u>413,800</u>	<u>423,600</u>	
92	<u>297,300</u>	<u>320,400</u>	<u>346,500</u>	<u>382,200</u>	<u>414,200</u>	<u>423,800</u>	
93	<u>298,100</u>	<u>321,700</u>	<u>347,900</u>	<u>382,500</u>	<u>414,500</u>	<u>424,000</u>	
94	<u>299,400</u>	<u>323,000</u>	<u>349,400</u>	<u>383,000</u>			
95	<u>300,500</u>	<u>324,400</u>	<u>350,900</u>	<u>383,600</u>			
96	<u>301,800</u>	<u>325,700</u>	<u>352,400</u>	<u>384,100</u>			
97	<u>302,900</u>	<u>326,900</u>	<u>353,700</u>	<u>384,500</u>			
98	<u>304,100</u>	<u>328,200</u>	<u>354,900</u>	<u>384,900</u>			
99	<u>305,300</u>	<u>329,500</u>	<u>356,000</u>	<u>385,500</u>			
100	<u>306,500</u>	<u>330,800</u>	<u>357,200</u>	<u>386,000</u>			
101	<u>307,700</u>	<u>332,200</u>	<u>358,300</u>	<u>386,400</u>			
102	<u>308,700</u>	<u>333,100</u>	<u>359,400</u>	<u>386,900</u>			
103	<u>309,800</u>	<u>334,200</u>	<u>360,500</u>	<u>387,500</u>			
104	<u>310,800</u>	<u>335,400</u>	<u>361,700</u>	<u>388,000</u>			
105	<u>311,600</u>	<u>336,500</u>	<u>362,900</u>	<u>388,300</u>			
106	<u>312,200</u>	<u>337,600</u>	<u>363,400</u>	<u>388,700</u>			
107	<u>312,800</u>	<u>338,600</u>	<u>364,000</u>	<u>389,200</u>			
108	<u>313,500</u>	<u>339,700</u>	<u>364,600</u>	<u>389,500</u>			
109	<u>314,000</u>	<u>340,900</u>	<u>365,200</u>	<u>389,800</u>			
110	<u>314,500</u>	<u>341,900</u>	<u>365,700</u>	<u>390,300</u>			
111	<u>315,000</u>	<u>342,900</u>	<u>366,200</u>	<u>390,800</u>			
112	<u>315,600</u>	<u>343,800</u>	<u>366,700</u>	<u>391,300</u>			
113	<u>316,400</u>	<u>344,700</u>	<u>367,100</u>	<u>391,600</u>			
114	<u>317,100</u>	<u>345,600</u>	<u>367,500</u>	<u>392,100</u>			
115	<u>317,800</u>	<u>346,600</u>	<u>368,100</u>	<u>392,600</u>			
116	<u>318,500</u>	<u>347,600</u>	<u>368,600</u>	<u>393,100</u>			
117	<u>319,100</u>	<u>348,600</u>	<u>369,000</u>	<u>393,400</u>			
118	<u>319,900</u>	<u>349,100</u>	<u>369,500</u>	<u>393,900</u>			
119	<u>320,600</u>	<u>349,700</u>	<u>370,100</u>	<u>394,400</u>			
120	<u>321,400</u>	<u>350,300</u>	<u>370,600</u>	<u>394,900</u>			

改 正 案

79	<u>282,500</u>	<u>302,500</u>	<u>327,600</u>	<u>371,500</u>	<u>409,500</u>	<u>420,900</u>	<u>438,300</u>
80	<u>283,600</u>	<u>304,000</u>	<u>329,200</u>	<u>372,700</u>	<u>410,000</u>	<u>421,200</u>	<u>438,600</u>
81	<u>284,700</u>	<u>305,400</u>	<u>330,900</u>	<u>373,900</u>	<u>410,400</u>	<u>421,400</u>	<u>438,800</u>
82	<u>285,900</u>	<u>306,800</u>	<u>332,600</u>	<u>375,100</u>	<u>411,000</u>	<u>421,700</u>	<u>439,100</u>
83	<u>287,200</u>	<u>308,100</u>	<u>334,200</u>	<u>376,200</u>	<u>411,500</u>	<u>422,000</u>	<u>439,400</u>
84	<u>288,500</u>	<u>309,500</u>	<u>335,900</u>	<u>377,400</u>	<u>411,700</u>	<u>422,200</u>	<u>439,700</u>
85	<u>289,700</u>	<u>310,600</u>	<u>337,300</u>	<u>378,500</u>	<u>412,000</u>	<u>422,400</u>	<u>439,900</u>
86	<u>290,900</u>	<u>312,100</u>	<u>338,800</u>	<u>379,100</u>	<u>412,500</u>	<u>422,700</u>	
87	<u>292,000</u>	<u>313,400</u>	<u>340,300</u>	<u>379,600</u>	<u>412,800</u>	<u>423,000</u>	
88	<u>293,200</u>	<u>314,900</u>	<u>341,800</u>	<u>380,200</u>	<u>413,100</u>	<u>423,200</u>	
89	<u>294,300</u>	<u>316,400</u>	<u>343,100</u>	<u>380,800</u>	<u>413,400</u>	<u>423,400</u>	
90	<u>295,500</u>	<u>317,900</u>	<u>344,300</u>	<u>381,400</u>	<u>413,800</u>	<u>423,700</u>	
91	<u>296,600</u>	<u>319,300</u>	<u>345,600</u>	<u>382,000</u>	<u>414,200</u>	<u>424,000</u>	
92	<u>297,800</u>	<u>320,800</u>	<u>346,900</u>	<u>382,600</u>	<u>414,600</u>	<u>424,200</u>	
93	<u>298,500</u>	<u>322,100</u>	<u>348,300</u>	<u>382,900</u>	<u>414,900</u>	<u>424,400</u>	
94	<u>299,800</u>	<u>323,400</u>	<u>349,800</u>	<u>383,400</u>			
95	<u>300,900</u>	<u>324,800</u>	<u>351,300</u>	<u>384,000</u>			
96	<u>302,200</u>	<u>326,100</u>	<u>352,800</u>	<u>384,500</u>			
97	<u>303,300</u>	<u>327,300</u>	<u>354,100</u>	<u>384,900</u>			
98	<u>304,500</u>	<u>328,600</u>	<u>355,300</u>	<u>385,300</u>			
99	<u>305,700</u>	<u>329,900</u>	<u>356,400</u>	<u>385,900</u>			
100	<u>306,900</u>	<u>331,200</u>	<u>357,600</u>	<u>386,400</u>			
101	<u>308,100</u>	<u>332,600</u>	<u>358,700</u>	<u>386,800</u>			
102	<u>309,100</u>	<u>333,500</u>	<u>359,800</u>	<u>387,300</u>			
103	<u>310,200</u>	<u>334,600</u>	<u>360,900</u>	<u>387,900</u>			
104	<u>311,200</u>	<u>335,800</u>	<u>362,100</u>	<u>388,400</u>			
105	<u>312,000</u>	<u>336,900</u>	<u>363,300</u>	<u>388,700</u>			
106	<u>312,600</u>	<u>338,000</u>	<u>363,800</u>	<u>389,100</u>			
107	<u>313,200</u>	<u>339,000</u>	<u>364,400</u>	<u>389,600</u>			
108	<u>313,900</u>	<u>340,100</u>	<u>365,000</u>	<u>389,900</u>			
109	<u>314,400</u>	<u>341,300</u>	<u>365,600</u>	<u>390,200</u>			
110	<u>314,900</u>	<u>342,300</u>	<u>366,100</u>	<u>390,700</u>			
111	<u>315,400</u>	<u>343,300</u>	<u>366,600</u>	<u>391,200</u>			
112	<u>316,000</u>	<u>344,200</u>	<u>367,100</u>	<u>391,700</u>			
113	<u>316,800</u>	<u>345,100</u>	<u>367,500</u>	<u>392,000</u>			
114	<u>317,500</u>	<u>346,000</u>	<u>367,900</u>	<u>392,500</u>			
115	<u>318,200</u>	<u>347,000</u>	<u>368,500</u>	<u>393,000</u>			
116	<u>318,900</u>	<u>348,000</u>	<u>369,000</u>	<u>393,500</u>			
117	<u>319,500</u>	<u>349,000</u>	<u>369,400</u>	<u>393,800</u>			
118	<u>320,300</u>	<u>349,500</u>	<u>369,900</u>	<u>394,300</u>			
119	<u>321,000</u>	<u>350,100</u>	<u>370,500</u>	<u>394,800</u>			
120	<u>321,800</u>	<u>350,700</u>	<u>371,000</u>	<u>395,300</u>			

		現 行							
	121	<u>322,000</u>	<u>350,600</u>	<u>370,700</u>	<u>395,300</u>				
	122	<u>322,300</u>	<u>351,000</u>	<u>371,300</u>	<u>395,800</u>				
	123	<u>322,800</u>	<u>351,500</u>	<u>371,800</u>	<u>396,200</u>				
	124	<u>323,300</u>	<u>351,900</u>	<u>372,200</u>	<u>396,700</u>				
	125	<u>323,600</u>	<u>352,300</u>	<u>372,700</u>	<u>397,100</u>				
	126		<u>352,700</u>	<u>373,200</u>					
	127		<u>353,200</u>	<u>373,700</u>					
	128		<u>353,600</u>	<u>374,200</u>					
	129		<u>354,000</u>	<u>374,500</u>					
	130		<u>354,400</u>	<u>375,000</u>					
	131		<u>354,800</u>	<u>375,500</u>					
	132		<u>355,200</u>	<u>376,000</u>					
	133		<u>355,400</u>	<u>376,300</u>					
	134		<u>355,900</u>	<u>376,800</u>					
	135		<u>356,300</u>	<u>377,200</u>					
	136		<u>356,600</u>	<u>377,600</u>					
	137		<u>356,900</u>	<u>377,900</u>					
	138		<u>357,300</u>	<u>378,400</u>					
	139		<u>357,800</u>	<u>378,900</u>					
	140		<u>358,300</u>	<u>379,400</u>					
	141		<u>358,600</u>	<u>379,700</u>					
	142		<u>359,100</u>						
	143		<u>359,600</u>						
	144		<u>360,100</u>						
	145		<u>360,400</u>						
再任用職員		<u>240,300</u>	<u>252,000</u>	<u>256,100</u>	<u>287,400</u>	<u>303,900</u>	<u>318,000</u>	<u>341,600</u>	<u>376,700</u>

備考 この表は、消防吏員に適用する。

改 正 案

121	<u>322,400</u>	<u>351,000</u>	<u>371,100</u>	<u>395,700</u>				
122	<u>322,700</u>	<u>351,400</u>	<u>371,700</u>	<u>396,200</u>				
123	<u>323,200</u>	<u>351,900</u>	<u>372,200</u>	<u>396,600</u>				
124	<u>323,700</u>	<u>352,300</u>	<u>372,600</u>	<u>397,100</u>				
125	<u>324,000</u>	<u>352,700</u>	<u>373,100</u>	<u>397,500</u>				
126		<u>353,100</u>	<u>373,600</u>					
127		<u>353,600</u>	<u>374,100</u>					
128		<u>354,000</u>	<u>374,600</u>					
129		<u>354,400</u>	<u>374,900</u>					
130		<u>354,800</u>	<u>375,400</u>					
131		<u>355,200</u>	<u>375,900</u>					
132		<u>355,600</u>	<u>376,400</u>					
133		<u>355,800</u>	<u>376,700</u>					
134		<u>356,300</u>	<u>377,200</u>					
135		<u>356,700</u>	<u>377,600</u>					
136		<u>357,000</u>	<u>378,000</u>					
137		<u>357,300</u>	<u>378,300</u>					
138		<u>357,700</u>	<u>378,800</u>					
139		<u>358,200</u>	<u>379,300</u>					
140		<u>358,700</u>	<u>379,800</u>					
141		<u>359,000</u>	<u>380,100</u>					
142		<u>359,500</u>						
143		<u>360,000</u>						
144		<u>360,500</u>						
145		<u>360,800</u>						
再任用職員	<u>240,700</u>	<u>252,400</u>	<u>256,500</u>	<u>287,800</u>	<u>304,300</u>	<u>318,400</u>	<u>342,000</u>	<u>377,100</u>

備考 この表は、消防吏員に適用する。

【栃木市職員の給与に関する条例の一部改正（第2条関係）】

（扶養手当）

第8条 略

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 略

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫

(3)～(5) 略

3 扶養手当の月額は、前項第1号に掲げる扶養親族については1万3,000円、同項第2号から第5号までに掲げる扶養親族（次条において「扶養親族たる子、父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者がない場合にあっては、そのうち1人について1万1,000円）とする。

4 略

第9条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がないときは、その旨を含む。）を任命権者又はその委任を受けた者に届け出なければならない。

(1) 略

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（前条第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

(3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

(4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事

改 正 案

【栃木市職員の給与に関する条例の一部改正（第2条関係）】

（扶養手当）

第8条 略

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 略

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4)～(6) 略

3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円とする。

4 略

第9条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者又はその委任を受けた者に届け出なければならない。

(1) 略

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職

現

行

実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においては、それぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

（勤勉手当）

第17条の4 略

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれ

改 正 案

員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においては、それぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(勤勉手当)

第17条の4 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれ

現

行

ぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第30項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の80（特定幹部職員にあっては、100分の100）、12月に支給する場合においては100分の90（特定幹部職員にあっては、100分の110）を乗じて得た額の総額

- (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の37.5（特定幹部職員にあっては、100分の47.5）、12月に支給する場合においては100分の42.5（特定幹部職員にあっては、100分の52.5）を乗じて得た額の総額

3～5 略

附 則

1～32 略

- 33 附則第30項の規定が適用される間、第17条の4第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第30項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に、6月に支給する場合においては100分の1.2（特定幹部職員にあっては、100分の1.5）、12月に支給する場合においては100分の1.35（特定幹部職員にあっては、100分の1.65）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に、6月に支給する場合においては100分の80（特定幹部職員にあっては、100分の100）、12月に支給する場合においては100分の90（特定幹部職員にあっては、100分の110）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

【一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正（第3条関係）】

（給与条例の適用除外等）

第10条 略

- 2 特定任期付職員に対する給与条例第16条の3第1項及び第17条第2項の規定の適用については、給与条例第16条の3第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年栃木市条例第57号）第8条第1

改 正 案

ぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第30項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の85（特定幹部職員にあっては、100分の105）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の40（特定幹部職員にあっては、100分の50）を乗じて得た額の総額

3～5 略

附 則

1～32 略

33 附則第30項の規定が適用される間、第17条の4第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第30項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.275（特定幹部職員にあっては、100分の1.575）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の85（特定幹部職員にあっては、100分の105）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

【一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正（第3条関係）】
（給与条例の適用除外等）

第10条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第16条の3第1項及び第17条第2項の規定の適用については、給与条例第16条の3第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年栃木市条例第57号）第8条第1

現 行

項の給料表の適用を受ける職員を含む。次条において同じ。) 」と、給与条例第17条第2項中「6月に支給する場合には、100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「100分の157.5」とする。

別表第1 (第8条関係)

特定任期付職員給料表

号給	給料月額
1	371,000円
2	419,000円
3	471,000円
4	532,000円

別表第2 (第9条関係)

任期付職員給料表

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
給料 月額	144,600 円	190,200 円	226,400 円	259,900 円	286,200 円	317,000 円	361,300 円	406,900 円

【一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正 (第4条関係)】

(給与条例の適用除外等)

第10条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第16条の3第1項及び第17条第2項の規定の適用については、給与条例第16条の3第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員 (一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 (平成22年栃木市条例第57号) 第8条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。次条において同じ。)」と、給与条例第17条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の167.5」とする。

改 正 案

項の給料表の適用を受ける職員を含む。次条において同じ。) 」と、給与条例第17条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の167.5」とする。

別表第1 (第8条関係)

特定任期付職員給料表

号給	給料月額
1	372,000円
2	420,000円
3	471,000円
4	532,000円

別表第2 (第9条関係)

任期付職員給料表

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
給料 月額	146,100 円	191,700 円	227,900 円	261,100 円	287,100 円	317,700 円	361,800 円	407,300 円

【一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正 (第4条関係)】

(給与条例の適用除外等)

第10条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第16条の3第1項及び第17条第2項の規定の適用については、給与条例第16条の3第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員 (一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 (平成22年栃木市条例第57号) 第8条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。次条において同じ。) 」と、給与条例第17条第2項中「6月に支給する場合には、100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「100分の162.5」とする。

栃木市税条例等の一部を改正する条例の制定について

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市税条例等の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

1 栃木市税条例の一部改正

(1) 行政不服審査法の改正に伴う字句の整理を行うこと。

(第18条の2関係)

(2) 市民税の延滞金の計算期間等を改めること。

(第19条、第43条、第48条及び第50条関係)

(3) 減免申請書に記載する事項から個人番号を削ること。

(第51条及び第139条の3関係)

(4) 独立行政法人の統合に伴う規定の整理を行うこと。

(第56条及び第59条関係)

(5) 医療費控除の特例を設けること。(附則第6条関係)

(6) 再生可能エネルギー発電設備等の固定資産税に係る課税標準の特例を

設けること。(附則第10条の2関係)

(7) 軽自動車税グリーン化特例を1年延長すること。(附則第16条関係)

(8) 特例適用利子等に係る個人市民税の特例を定めること。

(附則第20条の2関係)

(9) 引用条項の整理を行うこと。(附則第20条の3関係)

2 栃木市税条例等の一部を改正する条例の一部改正

引用条項の整理を行うこと。(附則第6条関係)

[参照条文]

議案第123号と同じ。

現

行

【栃木市税条例の一部改正】

（災害等による期限の延長）

第18条の2 市長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（不服申立てに関するものを除く。）又は納付若しくは納入（以下この条において「申告等」という。）に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長するものとする。

2～5 略

（納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金）

第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5（第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第47条の4第1項（第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第48条第1項（法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。）、第53条の7、第67条、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号及び第2号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、当該各号に掲げる期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1) 略

(2) 第48条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(3) 第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）、

改 正 案

【栃木市税条例の一部改正】

(災害等による期限の延長)

第18条の2 市長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出(審査請求に関するものを除く。)又は納付若しくは納入(以下この条において「申告等」という。)に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長するものとする。

2～5 略

(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)

第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第47条の4第1項(第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条第1項(法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。)、第53条の7、第67条、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1) 略

(2) 第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(3) 第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限

第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4) 略

(普通徴収に係る個人の市民税の賦課額の変更又は決定及びこれらに係る延滞金の徴収)

第43条 普通徴収の方法によって徴収する個人の市民税について所得税の納税義務者が提出した修正申告書又は国の税務官署がした所得税の更正若しくは決定に関する書類を法第325条の規定によって閲覧し、その賦課した税額を変更し、若しくは賦課する必要を認めた場合においては、既に第35条第1号ただし書若しくは第2号又は第36条の規定を適用して個人の市民税を賦課していた場合を除くほか、直ちに変更による不足税額又は賦課されるべきであった税額のうちその決定があった日までの納期に係る分（次項において「不足税額」と総称する。）を追徴する。

2 前項の場合においては、不足税額をその決定があった日までの納期の数で除して得た額に第40条の各納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。次項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該不足税額に係る納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。

3 所得税の納税義務者が修正申告書（偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者が、当該所得税についての調査があったことにより当該所得税について更正があるべきことを予知して提出した当該申告書及び所得税の納税義務者が所得税の決定を受けた後に提出した当該申告書を除く。）を提出し、又は国の税務官署が

改 正 案

後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4) 略

(5) 第48条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）に係る税額（次号に掲げるものを除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

(6) 第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日

（普通徴収に係る個人の市民税の賦課額の変更又は決定及びこれらに係る延滞金の徴収）

第43条 普通徴収の方法によって徴収する個人の市民税について所得税の納税義務者が提出した修正申告書又は国の税務官署がした所得税の更正若しくは決定に関する書類を法第325条の規定により閲覧し、その賦課した税額を変更し、若しくは賦課する必要を認めた場合には、既に第35条第1号ただし書若しくは第2号又は第36条の規定を適用して個人の市民税を賦課していた場合を除くほか、直ちに変更による不足税額又は賦課されるべきであった税額のうちその決定があった日までの納期に係る分（以下この条において「不足税額」という。）を追徴する。

2 前項の場合においては、不足税額をその決定があった日までの納期の数で除して得た額に第40条の各納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。次項及び第4項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該不足税額に係る納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。

3 所得税の納税義務者が修正申告書（偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者が、当該所得税についての調査があったことにより当該所得税について更正があるべきことを予知して提出した当該申告書及び所得税の納税義務者が所得税の決定を受けた後に提出した当該申告書を除く。）を提出し、又は国の税務官署が

現

行

所得税の更正（偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者についてされた当該所得税に係る更正及び所得税の決定があった後にされた当該所得税に係る更正を除く。）をしたことに基因して、第40条の各納期限から1年を経過する日後に第1項の規定によりその賦課した税額を変更し、又は賦課した場合には、当該1年を経過する日の翌日から第1項に規定する不足税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間は、前項に規定する期間から控除する。

（法人の市民税の申告納付）

第48条 略

2 略

3 法第321条の8第22項の申告書（同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限と

改 正 案

所得税の更正（偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者についてされた当該所得税に係る更正及び所得税の決定があった後にされた当該所得税に係る更正を除く。）をしたことに基因して、第40条の各納期限から1年を経過する日後に第1項の規定によりその賦課した税額を変更し、又は賦課した場合には、当該1年を経過する日の翌日から同項に規定する不足税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間は、前項に規定する期間から控除する。

4 第2項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を増加させるものに限る、これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）をしたとき（国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を減少させるものに限る、これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）をしたことに基因して、第1項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。）は、その追徴すべき不足税額（当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。以下この項において同じ。）については、次に掲げる期間（令第48条の9の9第4項各号に掲げる市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 第40条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間
- (2) 当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日（当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

（法人の市民税の申告納付）

第48条 略

2 略

3 法第321条の8第22項に規定する申告書（同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された

現

行

する。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第23項の規定の適用がある場合で当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書によって納付しなければならない。

- 4 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後に同条第22項の申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合で当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

改 正 案

納期限とする。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書によって納付しなければならない。

4 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後に同条第22項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係

5・6 略

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手續)

第50条 略

- 2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額についても同条第1項、第2項又は第4項の納期限によるものとする。なお、納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。
- 3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと（同条第2項又は第4項の申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合にあつては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと）による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

改 正 案

る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期間

6・7 略

（法人の市民税に係る不足税額の納付の手續）

第50条 略

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

4 第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項におい

現

行

(市民税の減免)

第51条 略

2 前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)又は法人番号

(2)・(3) 略

3 略

改 正 案

て「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間
- (2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間

(市民税の減免)

第51条 略

2 前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の氏名及び住所又は居所(法人にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号)

(2)・(3) 略

3 略

第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2又は第12号の固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康福祉機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

（固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告）

第59条 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の10まで、第11号の3から第11号の5まで又は第12号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならない。

改 正 案

第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

（固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告）

第59条 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の10まで、第11号の3から第11号の5まで、第12号又は第16号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならない。

(特別土地保有税の減免)

第139条の3 略

2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)・(3) 略

3 略

附 則

第6条 削除

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 略

2・3 略

4 法附則第15条第2項第6号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。

5・6 略

改 正 案

(特別土地保有税の減免)

第139条の3 略

2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)・(3) 略

3 略

附 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 略

2・3 略

4 法附則第15条第2項第7号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。

5・6 略

7 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

8 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割

現

行

7～9 略

10 略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 略

2～7 略

8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用

(6) 略

9 略

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 略

2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車は平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

改 正 案

合は、3分の2とする。

9 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

10 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

11 法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

12～14 略

15 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は、5分の4とする。

16 略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 略

2～7 略

8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第36項に規定する補助金等

(6) 略

9 略

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 略

2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

現

行

表 略

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 略

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 略

改 正 案

表 略

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 略

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 略

（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）

第20条の2 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項（外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この項において「特例適用利子等の額」という。）に対し、特例適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。

現

行

改 正 案

- (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第10項（同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項（同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項（同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項（同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。
- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。
- 3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等（次項において「特例適用配当等」という。）については、第33条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項（外国居

現

行

改 正 案

住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この項において「特例適用配当等の額」という。)に対し、特例適用配当等の額(第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された第36条の3第1項に規定する確定申告書を含む。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第7条第14項(同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。)に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の2 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額（以下この項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から同法第3条の2の2第1項に規定する限度税率（第3項において「限度税率」という。）を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、**附則第20条の2第1項**に規定する条約適用利子等の額」とする。
- (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、**附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項**の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び**附則第20条の2第1項**の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、**附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項**中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに**附則第20条の2第1項**の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び**附則第20条の2第1項**の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は**附則第20条の2第1項**に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは**租税条約等実施特例法第3**

改 正 案

- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額（以下この項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項に規定する限度税率（第3項において「限度税率」という。）を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の3第1項に規定する条約適用利子等の額」とする。
- (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の3第1項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所

条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については、第33条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が同法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 略

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の2第3項に規定する条約適用配当等の額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条

改 正 案

得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補填金等に係る雑所得等の金額とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の3第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については、第33条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、同条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 略

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の3第3項後段に規定する条約適用配当等の額」とする。
- (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条

の2第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、第34条の9第1項中「第33条第4項」とあるのは「附則第20条の2第4項」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第3項に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額又は配当所得の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項の規定による市民税の所得割の額」とする。

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の2第3項に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

改 正 案

の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の3第3項後段に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。
- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の3第3項後段に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。
- 6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の3第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

【栃木市税条例等の一部を改正する条例の一部改正】

附 則

(市たばこ税に関する経過措置)

第6条 略

2 略

3 前項の規定の適用がある場合における新条例第98条第1項から第4項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第98条第1項	<u>第34号の2様式</u>	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成27年総務省令第38号) <u>第1条の規定</u> による改正前の地方税法施行規則(以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。)第48号の5様式
第98条第2項	<u>第34号の2の2様式</u>	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の6様式
第98条第3項	<u>第34号の2の6様式</u>	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の9様式
第98条第4項	<u>第34号の2様式</u> 又は 第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の5様式又は第48号の6様式

4～6 略

7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

改 正 案

【栃木市税条例等の一部を改正する条例の一部改正】

附 則

(市たばこ税に関する経過措置)

第6条 略

2 略

3 前項の規定の適用がある場合における新条例第98条第1項から第4項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第98条第1項	<u>施行規則第34号の2</u> 様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成27年総務省令第38号)による改正前の地方税法施行規則(以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。)第48号の5様式
第98条第2項	<u>施行規則第34号の2</u> の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の6様式
第98条第3項	<u>施行規則第34号の2</u> の6様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の9様式
第98条第4項	<u>施行規則第34号の2</u> 様式又は第34号の2 の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の5様式又は第48号の6様式

4～6 略

7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、栃木市税条例第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

現 行

略	略	略
第19条第3号	第48条第1項の申告書（法第32条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成27年9月改正条例附則第6条6項の納期限
略	略	略
第100条の2	第98条第1項又は第2項	平成27年9月改正条例附則第6条第5項
	当該各項	同項
略	略	略

8・9 略

10 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略	略	略
第7項の表以外の部分	第4項	第9項
	から	、第5項及び
略	略	略
第7項の表第100条の2の項	附則第6条第5項	附則第6条第10項において準用する同条第5項
略	略	略

11 略

12 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

改 正 案

略	略	略
第19条第3号	第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成27年9月改正条例附則第6条6項の納期限
略	略	略
第100条の2第1項	第98条第1項又は第2項	平成27年9月改正条例附則第6条第5項
	当該各項	同項
略	略	略

8・9 略

10 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略	略	略
第7項の表以外の部分	第4項の	第9項の
	同項から前項まで	同項、第5項及び前項
略	略	略
第7項の表第100条の2第1項の項	附則第6条第5項	附則第6条第10項において準用する同条第5項
略	略	略

11 略

12 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

現 行

略	略	略
第7項の表以外の部分	<u>第4項</u>	<u>第11項</u>
	<u>から</u>	<u>、第5項及び</u>
略	略	略
第7項の表 <u>第100条</u> <u>の2</u> の項	附則第6条第5項	附則第6条第12項において準用 する同条第5項
略	略	略

13 略

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略	略	略
第7項の表以外の部分	<u>第4項</u>	<u>第13項</u>
	<u>から</u>	<u>、第5項及び</u>
略	略	略
第7項の表 <u>第100条</u> <u>の2</u> の項	附則第6条第5項	附則第6条第14項において準用 する同条第5項
略	略	略

改 正 案

略	略	略
第7項の表以外の部分	<u>第4項の</u>	<u>第11項の</u>
	<u>同項から前項まで</u>	<u>同項、第5項及び前項</u>
略	略	略
第7項の表 <u>第100条</u> <u>の2第1項</u> の項	附則第6条第5項	附則第6条第12項において準用 する同条第5項
略	略	略

13 略

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略	略	略
第7項の表以外の部分	<u>第4項の</u>	<u>第13項の</u>
	<u>同項から前項まで</u>	<u>同項、第5項及び前項</u>
略	略	略
第7項の表 <u>第100条</u> <u>の2第1項</u> の項	附則第6条第5項	附則第6条第14項において準用 する同条第5項
略	略	略

(資産税課)

議案第128号

栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市都市計画税条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 課税標準等の特例に係る引用条項の整理を行うこと。
(第2条及び附則関係)
- 2 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が一定の認定事業により取得した一定の公共施設等の用に供する家屋に係る都市計画税の課税標準の特例割合を定めること。(附則関係)

〔参照条文〕

議案第123号と同じ。

現	行
(課税の根拠)	
第1条 略	
2 都市計画税の賦課徴収については、法令及び栃木市税条例（ <u>平成22年栃木市条例第55号</u> 。以下「市税条例」という。）に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。	
(納税義務者等)	
第2条 略	
2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格（法第349条の3第10項から第12項まで、 <u>第23項、第24項、第26項、第28項又は第30項から第33項まで</u> の規定の適用を受ける土地又は家屋にあつては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額）をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者又は所有者とみなされる者をいう。	
3・4 略	
附 則	
1～6 略	
(宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)	
<u>7</u> 宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（ <u>第20項</u> を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画	

改 正 案

(課税の根拠)

第1条 略

2 都市計画税の賦課徴収については、法令及び栃木市税条例（平成22年栃木市条例第64号。以下「市税条例」という。）に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(納税義務者等)

第2条 略

2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格（法第349条の3第10項から第12項まで、第22項から第24項まで、第26項、第28項から第31項まで、第3.3項又は第3.4項の規定の適用を受ける土地又は家屋にあっては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額）をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者又は所有者とみなされる者をいう。

3・4 略

附 則

1～6 略

(法附則第15条第42項の条例で定める割合)

7 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は、5分の4とする。

(宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)

8 宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画

現 行

税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

8 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（**第20項**を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

9 **附則第7項**の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（**第20項**を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあっては、**附則第7項**の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

10 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、**附則第7項**の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（**第20項**を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。

11 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、**附則第7項**の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を

改 正 案

税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

9 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

10 附則第8項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあっては、附則第8項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

11 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第8項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。

12 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第8項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を

現

行

乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。

（農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例）

1.2 農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

表 略

（市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例）

1.3 略

1.4 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する附則第1.2項の規定の適用については、同項中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは「次項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とする。

1.5 附則第7項及び第9項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第7項及び第10項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第8項、第10項及び第11項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第10項から第12項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第1.2項の「農地」とは法附則第17条第1号に、附則第1.2項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第1.3項及び前項の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に規定するところによる。

改 正 案

乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。

（農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例）

1.3 農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

表 略

（市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例）

1.4 略

1.5 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する附則第1.3項の規定の適用については、同項中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは「次項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とする。

1.6 附則第8項及び第1.0項の「宅地等」とは法附則第1.7条第2号に、附則第8項及び第1.1項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第2.5条第6項において読み替えて準用される法附則第1.8条第6項に、附則第9項、第1.1項及び第1.2項の「商業地等」とは法附則第1.7条第4号に、附則第1.1項から第1.3項までの「負担水準」とは法附則第1.7条第8号ロに、附則第1.3項の「農地」とは法附則第1.7条第1号に、附則第1.3項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第2.6条第2項において読み替えて準用される法附則第1.8条第6項に、附則第1.4項及び前項の「市街化区域農地」とは法附則第1.9条の2第1項に規定するところによる。

現

行

16 法附則第15条第1項、第13項、第17項から第24項まで、第26項、第28項、第32項、第36項、第37項若しくは第42項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第30項から第33項まで」とあるのは「若しくは第30項から第33項まで又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。

17 略

改 正 案

17 法附則第15条第1項、第13項、第17項から第24項まで、第26項、第28項、第32項、第36項、第37項、第42項若しくは第45項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。

18 略

栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

国民健康保険の健全運営を図るため税率等の改定を行うとともに、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の改正等に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市国民健康保険税条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 国民健康保険税の課税限度額を改めること。(第2条関係)
- 2 国民健康保険税の所得割額、資産割額、被保険者均等割額、世帯別平等割額を改めること。(第3条から第9条の3関係)
- 3 低所得者世帯における国民健康保険税の基礎課税額の算定に際し、減額する額を改めること。(第23条関係)
- 4 国民健康保険税の減免申請の期限を改め、減免申請書に記載すべき事項から個人番号を削ること。(第25条の2関係)
- 5 市民税において分離課税されることになった外国居住者等が有する事業から生じる所得に係る特例適用利子等(公社債及び預貯金の利子等)及び上場株式等の配当等について、国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めること。(附則関係)

[参照条文]

議案第123号と同じ。

現	行
（課税額）	
第2条 略	
2 前項の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>51万円</u> を超える場合には、基礎課税額は、 <u>51万円</u> とする。	
3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>16万円</u> を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>16万円</u> とする。	
4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>14万円</u> を超える場合には、介護納付金課税額は、 <u>14万円</u> とする。	
（国民健康保険の被保険者に係る所得割額）	
第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項の規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に <u>100分の7.4</u> を乗じて算定する。	
2 略	
（国民健康保険の被保険者に係る資産割額）	
第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち土地及び家屋に係る部分の額に <u>100分の11.0</u> を乗じて算定する。	
（国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額）	
第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について <u>27,000円</u> とする。	

改 正 案

(課税額)

第2条 略

2 前項の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が54万円を超える場合には、基礎課税額は、54万円とする。

3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。

4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合には、介護納付金課税額は、16万円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項の規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の8.2を乗じて算定する。

2 略

(国民健康保険の被保険者に係る資産割額)

第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち土地及び家屋に係る部分の額に100分の5.0を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)

第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について3万円とする。

現 行

(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)

第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の3及び第23条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の3及び第23条において同じ。)以外の世帯 24,000円

- (2) 特定世帯 12,000円

- (3) 特定継続世帯 18,000円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.9を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の資産割額)

第7条 第2条第3項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の3.0を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について9,000円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 7,500円

- (2) 特定世帯 3,750円

改 正 案

(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)

第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の3及び第23条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の3及び第23条において同じ。)以外の世帯 26,000円

(2) 特定世帯 13,000円

(3) 特定継続世帯 19,500円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の3.0を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の資産割額)

第7条 第2条第3項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の1.5を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1万1,500円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 9,000円

(2) 特定世帯 4,500円

現 行

(3) 特定継続世帯 5,625円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.6を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る資産割額)

第9条 第2条第4項の資産割額は、介護納付金課税被保険者に係る当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の3.0を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について8,000円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について7,000円とする。

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が51万円を超える場合には、51万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が14万円を超える場合には、14万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について18,900円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 16,800円

改 正 案

(3) 特定継続世帯 6,750円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.6を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る資産割額)

第9条 第2条第4項の資産割額は、介護納付金課税被保険者に係る当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の1.5を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について1万2,000円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について9,000円とする。

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が54万円を超える場合には、54万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について21,000円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 18,200円

現 行

(イ) 特定世帯 8,400円

(ロ) 特定継続世帯 12,600円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について6,300円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,250円

(イ) 特定世帯 2,625円

(ロ) 特定継続世帯 3,938円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について5,600円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について4,900円

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき265,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当するものを除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について13,500円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 12,000円

(イ) 特定世帯 6,000円

(ロ) 特定継続世帯 9,000円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について4,500円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,750円

(イ) 特定世帯 1,875円

改 正 案

(イ) 特定世帯 9, 100円

(ウ) 特定継続世帯 13, 650円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について8, 050円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6, 300円

(イ) 特定世帯 3, 150円

(ウ) 特定継続世帯 4, 725円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について8, 400円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について6, 300円

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき265,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当するものを除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について15, 000円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 13, 000円

(イ) 特定世帯 6, 500円

(ウ) 特定継続世帯 9, 750円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について5, 750円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4, 500円

(イ) 特定世帯 2, 250円

現 行

(ウ) 特定継続世帯 2, 813円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について4, 000円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について3, 500円

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき480,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について5, 400円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4, 800円

(イ) 特定世帯 2, 400円

(ウ) 特定継続世帯 3, 600円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について1, 800円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1, 500円

(イ) 特定世帯 750円

(ウ) 特定継続世帯 1, 125円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について1, 600円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について1, 400円

(国民健康保険税の減免)

第25条の2 略

2 前項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次

改 正 案

(ウ) 特定継続世帯 3,375円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について6,000円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について4,500円

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき480,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について6,000円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,200円

(イ) 特定世帯 2,600円

(ウ) 特定継続世帯 3,900円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について2,300円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,800円

(イ) 特定世帯 900円

(ウ) 特定継続世帯 1,350円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について2,400円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について1,800円

(国民健康保険税の減免)

第25条の2 略

2 前項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げ

現 行

に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。)

(2)・(3) 略

3 略

附 則

1～25 略

改 正 案

る事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名

(2)・(3) 略

3 略

附 則

1～25 略

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

26 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第23条において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

27 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

26 略

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

27 略

(平成22年度以降の保険税の減免の特例)

28 略

改 正 案

規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第23条において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

28 略

（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

29 略

（平成22年度以降の保険税の減免の特例）

30 略

(保険医療課)

議案第130号

栃木市重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

提案理由

重度心身障がい者医療費助成を現物給付とするため、栃木市重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

重度心身障がい者医療費の助成方法を現物給付方式に改めるとともに、規定を整理すること。(第4条、第5条及び第7条関係)

〔参照条文〕

議案第123号と同じ。

現 行

（助成）

第4条 市長は、助成対象者が一部負担金等を支払った場合においては、当該支払額に相当する額を助成する。

（助成の申請及び申請期間）

第5条 略

（助成金の返還）

第6条 市長は、偽りその他不正な行為により、第4条に定める助成を受けた者があるときは、その者から当該助成した金額の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

第7条 略

改 正 案

(現物給付による助成)

第4条 市長は、助成対象者が保険給付を受けた場合には、医療機関等に対し、当該保険給付に係る一部負担金等の額に相当する額を、当該医療機関等の請求に基づき支払うものとする。
ただし、医療機関等が助成対象者から一部負担金等の支払を受けている場合は、この限りでない。

(償還払いによる助成)

第5条 市長は、県外の医療機関等での受診その他やむを得ない事由により、助成対象者が一部負担金等を支払った場合においては、当該支払額に相当する額を助成することができる。

(助成の申請及び申請期間)

第6条 略

(助成金の返還)

第7条 市長は、偽りその他不正な行為により、第4条及び第5条に定める助成を受けた者があるときは、その者から当該助成した金額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第8条 略

栃木市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

介護認定調査員等の報酬を改定するとともに、認知症初期集中支援専門医等の報酬を定めるに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 介護認定調査員、主任介護支援専門員及び介護支援専門員、社会福祉士並びに嘱託保育士の報酬の額を改定すること。(別表関係)
- 2 認知症初期集中支援専門医、認知症初期集中支援専門員及び子育て世代包括支援センター専門員の報酬の額を定めること。(別表関係)

[参照条文]

議案第123号と同じ。

議案第131号（地域包括ケア推進課）

栃木市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

現		行	
別表（第1条関係）			
職名		報酬の額	
略		略	略
介護認定調査員	月額	150,000円に、件数1件につき2,000円を加算して得た額	
略	略	略	略
主任介護支援専門員、介護支援専門員	月額	240,000 //	
社会福祉士	月額	240,000 //	
栃木市市民会議委員	学識経験者	日額	20,000 //
	その他	//	8,000 //
略	略	略	略

改 正 案

別表（第1条関係）

職名		報酬の額	
略		略	略
介護認定調査員		月額	160,000円に、件数1件につき、1件から40件までは2,000円を、41件からは3,000円を加算して得た額
略		略	略
主任介護支援専門員、介護支援専門員		月額	340,000 //
社会福祉士		//	340,000 //
認知症初期集中支援専門医		日額	30,000 //
認知症初期集中支援専門員		月額	245,000 //
子育て世代包括支援センター専門員		//	340,000 //
嘱託保育士		//	280,000 //
栃木市市民会議委員	学識経験者	日額	20,000 //
	その他	//	8,000 //
略		略	略

(観光振興課)

議案第132号

栃木市営有料観光駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

栃木市倭町駐車場の使用料を改定するため、栃木市営有料観光駐車場条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

中型自動車及び大型自動車の使用料を改定すること。(別表関係)

〔参照条文〕

議案第123号と同じ。

議案第132号（観光振興課）

栃木市営有料観光駐車場条例の一部を改正する条例

現 行

別表（第6条、第15条関係）

自動車の種類	基本額	加算額
	基本時間（最初の30分まで）	基本時間を超えた場合、その超えた時間30分（30分未満の端数時間は30分とする。）ごとに加算する。
普通自動車	100円	100円
中型自動車		
大型自動車		

改 正 案

別表（第6条、第15条関係）

自動車の種類	金額
普通自動車	最初の30分までを100円とし、以後30分（30分未満の端数時間は30分とする。）ごとに100円を加算した額
中型自動車 大型自動車	1回につき、1,000円

(学校教育課)

議案第133号

栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じ、栃木市任期付市費負担教職員の給与を改定するため、栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

市費負担教職員給料表を引き上げること。(別表第1関係)

〔参照条文〕

議案第123号と同じ。

議案第133号（学校教育課）

栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例

現 行

別表第1（第5条関係）

市費負担教職員給料表

職務の級	1級
号給	給料月額（円）
1	153,600
2	155,100
3	156,600
4	158,100
5	159,800
6	161,700
7	163,500
8	165,300
9	167,100
10	169,200
11	171,200
12	173,200
13	175,200
14	177,400
15	179,600
16	181,800
17	184,100
18	186,700
19	189,200
20	191,700
21	194,200
22	195,900
23	197,600

改 正 案

別表第1（第5条関係）

市費負担教職員給料表

職務の級	1 級
号級	給料月額（円）
1	<u>155,200</u>
2	<u>156,700</u>
3	<u>158,200</u>
4	<u>159,700</u>
5	<u>161,400</u>
6	<u>163,300</u>
7	<u>165,100</u>
8	<u>166,900</u>
9	<u>168,700</u>
10	<u>170,800</u>
11	<u>172,800</u>
12	<u>174,800</u>
13	<u>176,800</u>
14	<u>179,000</u>
15	<u>181,200</u>
16	<u>183,400</u>
17	<u>185,700</u>
18	<u>188,300</u>
19	<u>190,800</u>
20	<u>193,300</u>
21	<u>195,800</u>
22	<u>197,500</u>
23	<u>199,200</u>

現

行

24	<u>199,300</u>
25	<u>200,800</u>
26	<u>202,400</u>
27	<u>204,000</u>
28	<u>205,500</u>
29	<u>207,200</u>
30	<u>208,900</u>
31	<u>210,600</u>
32	<u>212,300</u>
33	<u>213,800</u>
34	<u>215,500</u>
35	<u>217,200</u>
36	<u>218,900</u>
37	<u>220,400</u>
38	<u>222,100</u>
39	<u>223,800</u>
40	<u>225,500</u>
41	<u>227,100</u>
42	<u>228,800</u>
43	<u>230,400</u>
44	<u>232,000</u>
45	<u>233,700</u>
46	<u>235,200</u>
47	<u>236,600</u>
48	<u>238,000</u>
49	<u>239,400</u>
50	<u>240,800</u>

改 正 案

24	<u>200,900</u>
25	<u>202,400</u>
26	<u>204,000</u>
27	<u>205,600</u>
28	<u>207,100</u>
29	<u>208,800</u>
30	<u>210,500</u>
31	<u>212,200</u>
32	<u>213,900</u>
33	<u>215,400</u>
34	<u>217,100</u>
35	<u>218,800</u>
36	<u>220,500</u>
37	<u>222,000</u>
38	<u>223,700</u>
39	<u>225,400</u>
40	<u>227,100</u>
41	<u>228,700</u>
42	<u>230,400</u>
43	<u>232,000</u>
44	<u>233,600</u>
45	<u>235,300</u>
46	<u>236,800</u>
47	<u>238,200</u>
48	<u>239,600</u>
49	<u>241,000</u>
50	<u>242,400</u>

現

行

51	<u>242,300</u>
52	<u>243,500</u>
53	<u>244,700</u>
54	<u>246,100</u>
55	<u>247,400</u>
56	<u>248,600</u>
57	<u>249,900</u>
58	<u>251,100</u>
59	<u>252,200</u>
60	<u>253,400</u>
61	<u>254,800</u>
62	<u>256,100</u>
63	<u>257,300</u>
64	<u>258,300</u>
65	<u>259,300</u>
66	<u>260,700</u>
67	<u>262,200</u>
68	<u>263,700</u>
69	<u>265,300</u>
70	<u>266,800</u>
71	<u>268,300</u>
72	<u>269,800</u>
73	<u>271,000</u>
74	<u>272,200</u>
75	<u>273,500</u>
76	<u>274,800</u>
77	<u>276,200</u>

改 正 案

51	<u>243,900</u>
52	<u>245,100</u>
53	<u>246,200</u>
54	<u>247,600</u>
55	<u>248,800</u>
56	<u>250,000</u>
57	<u>251,200</u>
58	<u>252,400</u>
59	<u>253,500</u>
60	<u>254,700</u>
61	<u>256,100</u>
62	<u>257,300</u>
63	<u>258,500</u>
64	<u>259,400</u>
65	<u>260,400</u>
66	<u>261,800</u>
67	<u>263,200</u>
68	<u>264,700</u>
69	<u>266,300</u>
70	<u>267,800</u>
71	<u>269,300</u>
72	<u>270,700</u>
73	<u>271,800</u>
74	<u>273,000</u>
75	<u>274,300</u>
76	<u>275,500</u>
77	<u>276,900</u>

(消防総務課)

議案第134号

栃木市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

栃木市消防団に特定の消防活動に限って従事する機能別消防団員を設けるため、栃木市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 機能別消防団員の資格を定めること。(第3条関係)
- 2 機能別消防団員の報酬を定めること。(第12条関係)

[参照条文]

議案第123号と同じ。

議案第134号（消防総務課）

栃木市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

現 行

（任免）

第3条 消防団長（以下「団長」という。）は消防団の推薦に基づき市長が、その他の消防団員は市長の承認を得て団長が、次に掲げる資格を有する者のうちから任命する。

- (1) 当該消防団の区域内に居住し、又は勤務する者
- (2) 年齢18歳以上の者
- (3) 志操堅固で、かつ、身体強健の者

（報酬）

第12条 消防団員には、次により報酬を支給する。

団長 ～ 班長 略

団員 年額 67,000円

2・3 略

改 正 案

(任免)

第3条 消防団長（以下「団長」という。）は消防団の推薦に基づき市長が、その他の消防団員は市長の承認を得て団長が、次に掲げる資格を有する者のうちから任命する。

- (1) 当該消防団の区域内に居住し、又は勤務する者
- (2) 年齢18歳以上の者
- (3) 志操堅固で、かつ、身体強健の者

2 団員のうち機能別消防団員（規則で定める特定の消防活動に限って従事する消防団員をいう。以下同じ。）は、前項各号に掲げる資格のほか、消防団員又は消防吏員の経験を5年以上有する者のうちから任命する。

(報酬)

第12条 消防団員には、次により報酬を支給する。

団長 ～ 班長 略

団員 年額 67,000円（機能別消防団員にあつては10,000円）

2・3 略

(学校施設課)

議案第135号

財産の取得について

提案理由

栃木市立東陽中学校敷地拡張整備事業用地として、栃木市大宮町地内の土地を取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

地方自治法抜粋

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(7) 略

(8) 前2号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

(9) 以下略

栃木市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抜粋

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決に付さ

なければならぬ財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

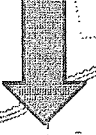
○不動産の調書

所在地	現況地目	筆数	地積 (㎡)	取得価格 (円)
栃木市大宮町北古洞	田	8	7,572.51	21,203,028
	畑	11	8,814.56	24,680,768
計		19	16,387.07	45,883,796

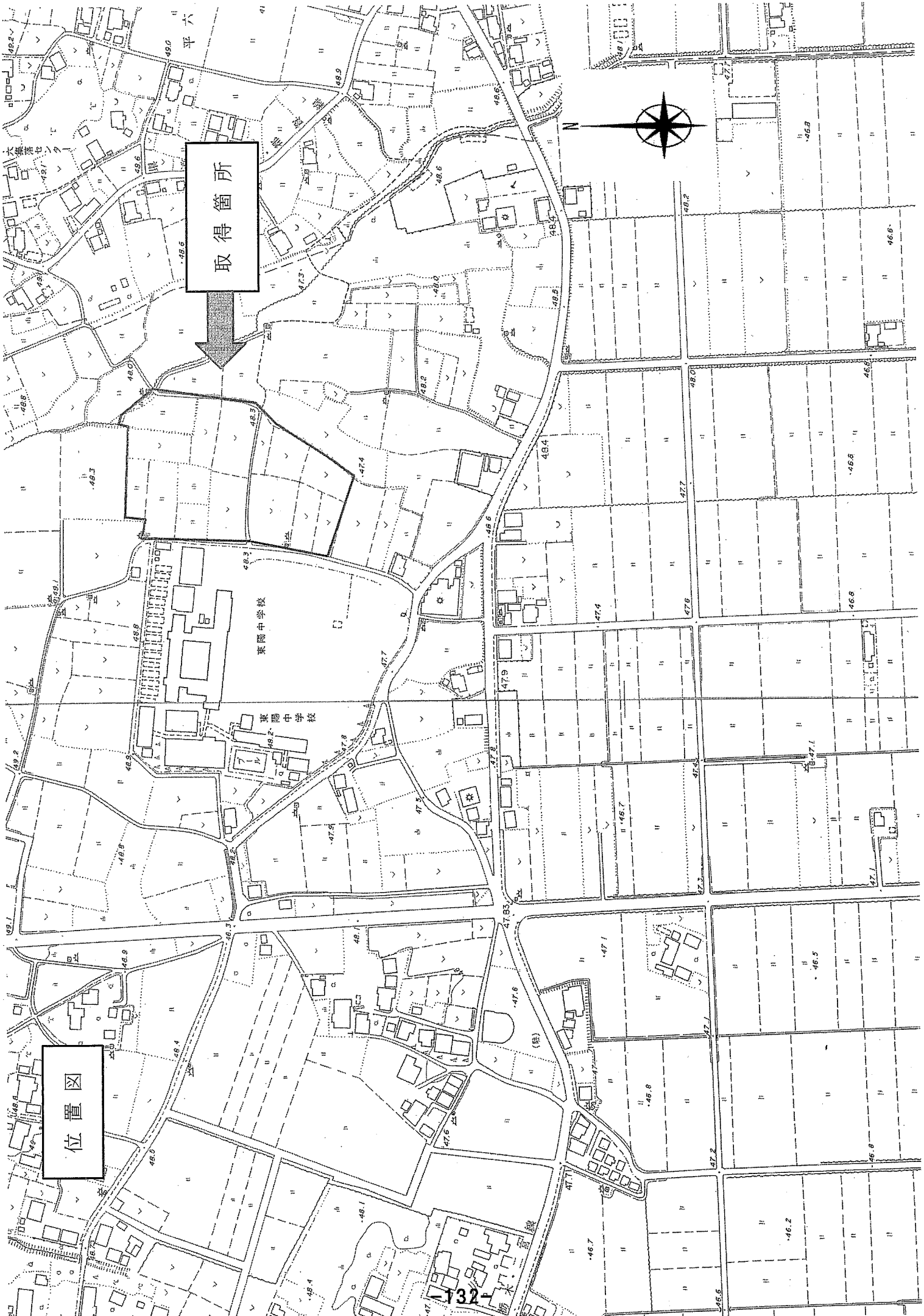
○補償費

所在地	補償項目	補償費 (円)
栃木市大宮町北古洞	工作物 (灌漑井戸ポンプ)	695,607

取得箇所



位置図



132-1

(環 境 課)

議案第136号

指定管理者の指定について

提案理由

栃木市斎場の管理を行わせる指定管理者を宮本工業所・五輪グループに指定することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

地方自治法抜粋

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 1～5略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 以下略

(子育て支援課)

議案第137号

指定管理者の指定について

提案理由

栃木市大平児童館の管理を行わせる指定管理者を学校法人しずわでら学園に指定することについて、議会の議決を求めるもの。

[参照条文]

議案第136号と同じ。

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

提案理由

本市の人権擁護委員31名のうち、野尻和孝氏が平成28年3月31日をもって任期満了となったので、後任委員の候補者に小野薫子氏を推薦することについて、議会の意見を求めるもの。

[参照条文]

人権擁護委員法抜粋

(委員の使命)

第2条 人権擁護委員は、国民の基本的な人権が侵犯されることのないように監視し、若し、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもってその使命とする。

(委員の推薦及び委嘱)

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 前項の法務大臣の委嘱は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が推薦した者の中から、当該市町村を包括する都道府県の区域（北海道にあつては、第16条第2項ただし書の規定により法務大臣が定める区域とする。以下第5項において同じ。）内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いて、行わなければならない。

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4 以下略

(委員の欠格条項)

第7条 左の各号のいずれかに該当する者は、人権擁護委員になることとはできない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 前号に該当する者を除くほか、人権の侵犯に当たる犯罪行為のあつた者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 人権擁護委員が、前項各号の一に該当するに至つたときは、当然失職する。

(委員の任期)

第9条 人権擁護委員の任期は、3年とする。但し、任期満了後も、後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行う。

